# 荒川第二·三調節池事業 環境影響評価準備書 要約書

令和2年9月

国土交通省関東地方整備局

## 荒川第二・三調節池事業環境影響評価準備書 要約書

## 目 次

第1章 事業者の氏名及び住所	1
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2
2.1 対象事業の名称	2
2.2 対象事業の目的	2
2.2.1 荒川流域の諸元	2
2.2.2 土地利用と人口	2
2.2.3 洪水調節施設の整備の経緯と調節池の役割	3
2.3 対象事業の実施区域	3
2.4 対象事業の規模	5
2.5 対象事業の実施期間	5
2.6 対象事業の実施方法	5
2.6.1 対象事業の内容	5
2.6.2 平面計画	5
2.6.3 運用計画	7
2.7 工事計画	9
2.7.1 工事工程	
2.7.2 工事の概要1	10
2.7.3 資材運搬等の車両の走行ルート	10
第3章 地域特性1	12
3.1 社会的状況	12
3.2 自然的状況	19
第 4 章 関係地域 3	31
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準	31
4.2 関係地域	31
第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見概要と事業者の見解3	33
第6章 調査計画書についての市長の意見と事業者の見解	39
第7章 環境影響評価項目の選定 4	
7.1 調査項目	41
7.1.1 環境影響評価要因の把握	41
7.1.2 環境影響評価項目の選定	41
7.2 調査、予測及び評価方法	43
第8章 予測・評価結果等の概要 4	49
第9章 対象事業の実施による影響の総合的な評価 7	
第 10 章 事後調査の計画 8	84
10.1 事後調査項目の選定	84
10.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針 8	
第 11 章 環境影響評価の受託者の名称及び住所 8	87

# 第1章 事業者の氏名及び住所

氏 名 : 国土交通省関東地方整備局

代表者の氏名: 関東地方整備局長 土井 弘次

主たる事務所の所在地 : 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

## 第2章 対象事業の名称、目的及び内容

## 2.1 対象事業の名称

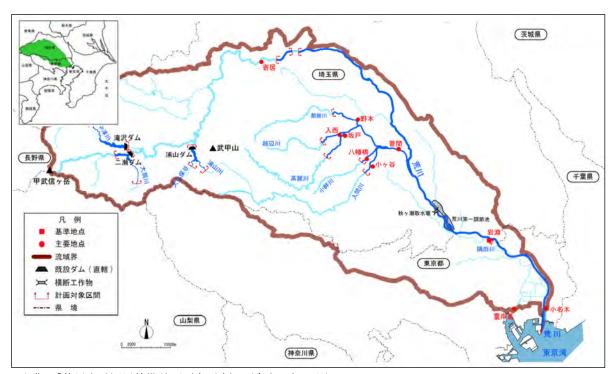
· 名称: 荒川第二·三調節池事業

・種類:調節池の設置

#### 2.2 対象事業の目的

#### 2.2.1 荒川流域の諸元

荒川はその源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳(標高 2,475m)に発し、源流で大洞川、中津川、赤平川等を合わせ、秩父盆地を北流して長瀞渓谷を流れた後、埼玉県大里郡寄居町において南東に流向を変え関東平野に入り、武蔵野台地の北西端から埼玉県中央部の平野を流下し、途中市野川、入間川等の支川を合わせて、東京都区部と埼玉県の低地を流れ、東京都北区志茂において隅田川を分派し東京湾に注ぐ、幹川流路延長 173km、流域面積 2,940km²の一級河川である。



出典:「荒川水系河川整備計画(変更案)」(令和2年7月)

図 2-1 荒川流域

## 2.2.2 土地利用と人口

流域の地形は、北西側に秩父山地が存在し、南東側は関東平野に連なる低平地になっており、土地利用は、森林が約43%、市街地が約32%、畑が約8%、田が約6%、河川湖沼が約4%等となっている。

流域は東京都と埼玉県にまたがり、流域内の人口は日本の人口の約8%にあたる約1,020万人であり、その多くは沖積低地、台地、丘陵に集中している。荒川の流域内人口の割合は、埼玉県が約44%、東京都が約56%であり、埼玉県では県内人口の約62%が荒川流域内に居住している。また、東京都内の沿川の人口密度は約14,400人/km²であり、全国の一級水系の中で最も高くなっている。

流域内には人口・資産が集積しており、大規模な浸水時には、自然排水が困難なゼロメートル地帯では、被害の規模はもちろんのこと、浸水の長期化が懸念され、地下鉄への浸水等、首都圏交通網の麻痺、電気、ガス、通信等の途絶により市民生活へ甚大な被害が及ぶことが懸念される。また、首都東京に集中する行政機関・企業等への影響も考えられ、日本全体に与える影響は甚大である。

## 2.2.3 洪水調節施設の整備の経緯と調節池の役割

荒川に係る洪水調節施設については、上流部では二瀬ダム (1961年完成)、浦山ダム (1999年完成)、滝沢ダム (2011年完成) の3ダムが完成しており、中流部では荒川第一調節池 (2004年完成) の整備が完了しているが、洪水調節容量が不足している。

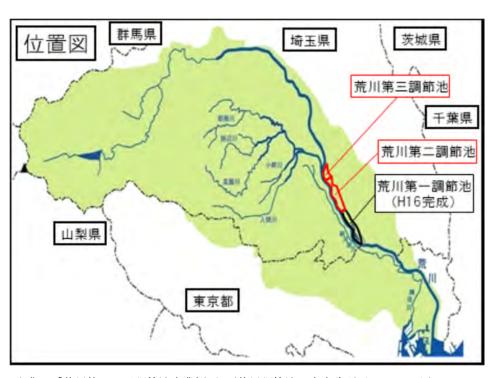
中流部では、広大な高水敷に横堤が築造され遊水機能を有しているが、より効果的にピーク流量を低減させ下流への負荷を低減するため、詳細な調査及び検討を行いつつ関係機関と調整の上、荒川第二調節池及び荒川第三調節池の調節池群の整備を行う。

## 2.3 対象事業の実施区域

対象事業の位置は表 2-1 及び図 2-2 対象事業の位置に、事業実施区域は図 2-3 に示すとおりである。

施設名 場所 荒川第二・三調節池 埼玉県さいたま市、川越市、上尾市 荒川左岸 37. 2k~48. 0k 付近

表 2-1 計画地の所在地等



出典:「荒川第二・三調節池事業概要」(荒川調節池工事事務所パンフレット)

図 2-2 対象事業の位置

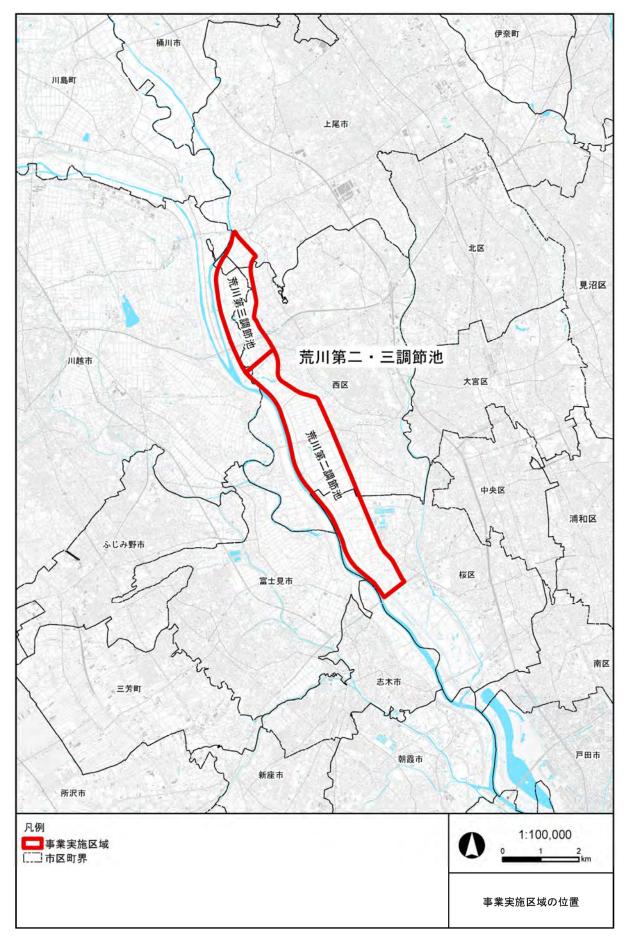


図 2-3 事業実施区域の位置

## 2.4 対象事業の規模

本事業の規模は、表 2-2 に示すとおりである。

## 表 2-2 対象事業の規模

施設名	調節池内面積	洪水調節容量	機能の概要
荒川第二・三調節池	約 760 ha * <sup>1</sup>	約 5,100 万 m³	洪水調節

<sup>※1</sup> このほか、事業範囲に隣接して工事の施工に必要な敷地を確保

#### 2.5 対象事業の実施期間

本事業は2021年度に工事開始を想定し、2031年度に供用開始を予定している。

#### 2.6 対象事業の実施方法

#### 2.6.1 対象事業の内容

調節池の整備により洪水の一部を調節池に流入させ、荒川本川の下流へ流下する流量を 調節するものである。

荒川左岸の河岸寄りに囲繞堤と、前後区間の囲繞堤よりも一段低くなった越流堤を新た に設置し、大きな洪水時のみ高水敷に水が流れ込むようにする。

調節池の下流側には、一時貯留した水を荒川本川に戻すための排水門を設置し、荒川の水 位の低下に伴い速やかに池内の水を荒川本川に排水する。

その他、池内水路等の施設を設けるための部分的な掘削等を行う。

## 2.6.2 平面計画

対象事業の計画平面図は図 2-4 に、囲繞堤の基本断面図は図 2-5 に示すとおりである。本事業は、設置する堤防等の施設のほとんどが現在ゴルフ場として利用されている場所に位置しており、耕作地や自然地等を中心とした動植物の生息・生育・繁殖環境への直接の影響を最大限に回避した計画とした。

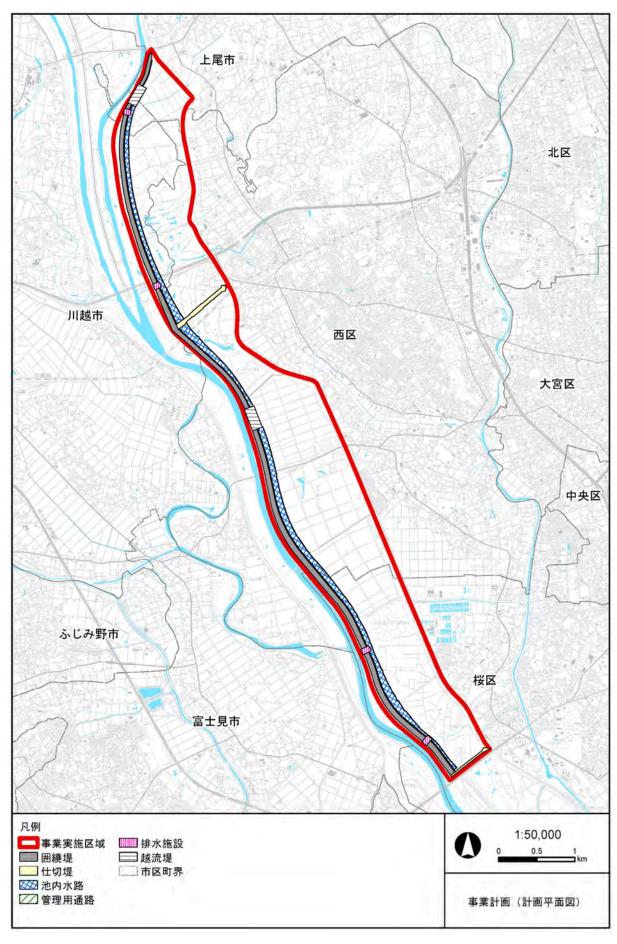


図 2-4 事業計画 (計画平面図)

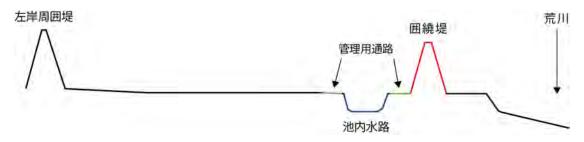


図 2-5 事業計画 (囲繞堤の基本断面図)

## 2.6.3 運用計画

対象事業における洪水時の運用計画は図2-6に示すとおりである。

洪水初期には河川水位の上昇に伴い、囲繞堤の一部に一段低く設けた越流堤から調節池内に洪水が取り込まれ、一時貯留を行う。

本川の洪水ピーク後、河川水位の下降に合わせて調節池内の水位も下降し、その後、排水門を開けて、調節池内に貯留された水を放流する計画である。

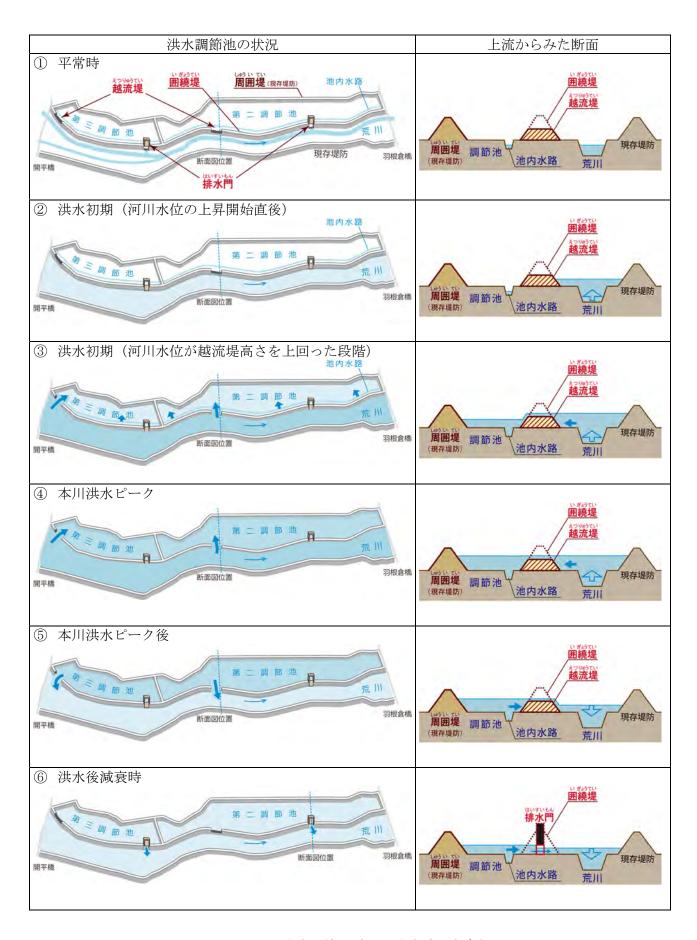


図 2-6 洪水調節の計画 (洪水時の参考例)

## 2.7 工事計画

## 2.7.1 工事工程

本事業の工事期間は表 2-3 に示すとおりであり、約10年間を予定している。

表 2-3 概略工事計画

地区	主な整備内容	1年目	10年目
	管理用通路等		
	囲繞堤		
第	仕切堤 (第一・二調節池間)		
調節	構造物 (越流堤等)		
節池	構造物 (排水施設等)		
	池内水路		
	付帯施設		
	<b>管理用通路等</b>		
	囲繞堤		
第一	仕切堤 (第二・三調節池間)		
第三調節	構造物 (越流堤等)		
池	構造物 (排水施設等)		
	池内水路		
	付帯施設		

#### 2.7.2 工事の概要

本事業では、囲繞堤及び仕切堤等の築堤工事、池内水路の掘削工事等を行う。なお、工事の施工に際しては、表土を仮置きし、表土保全を図るとともに、盛り土等における客土は極力地域内の表土を利用する計画とした。

## (1) 築堤工事

囲繞堤の築堤により、調節池と本川を分離するとともに、囲繞堤の一部を低くして、洪水を河道から調節池に越流させる越流堤を設ける。また、第一調節池、第二調節池、第三調節池を区切るための仕切堤を設ける。この他、水位低下後に本川に排水する排水門を設ける。

使用する主な建設機械は、ブルドーザー、タイヤローラ等である。

#### (2) 掘削工事

調節池内の一部の範囲において、池内水路の掘削工事等を行う。 使用する主な建設機械は、バックホウ、ダンプトラック等である。

## 2.7.3 資材運搬等の車両の走行ルート

資材運搬等の車両の走行を予定しているルートは、図 2-7 に示すとおりである。

事業実施区域と区域外との土砂運搬は、第二調節池南側の出入り口から秋ヶ瀬ストック ヤードへの往復を基本とする。

なお、土砂以外の資材運搬等の車両(コンクリート等)の出入りは、羽根倉橋東交差点から国道 463 号、県道 57 号への接続を予定している。

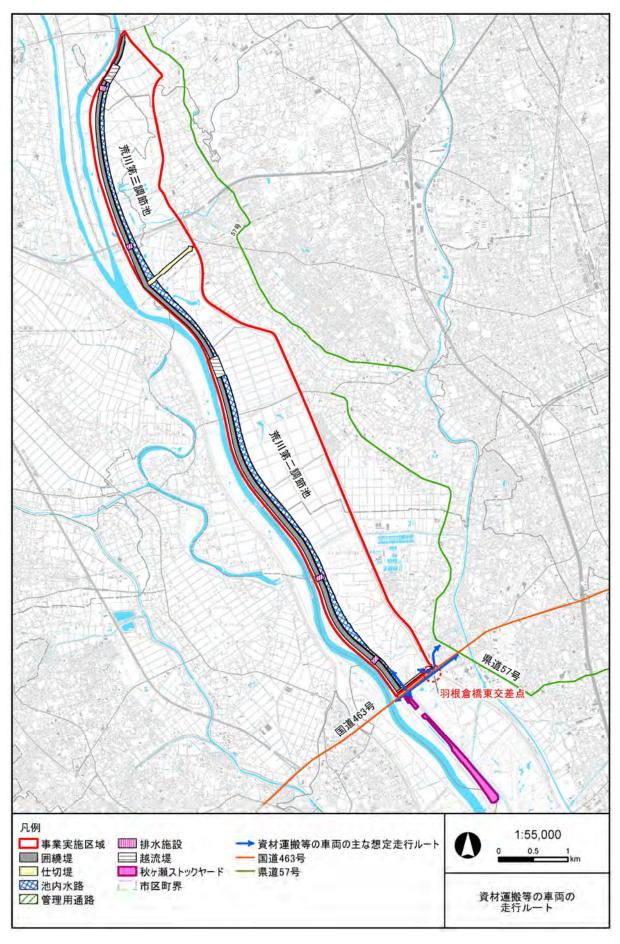


図 2-7 資材運搬等の車両の走行ルート

## 第3章 地域特性

さいたま市環境影響評価技術指針(「第1総論、3.環境影響評価及び事後調査の手順、(1) 環境影響評価調査計画書の作成に係る手順、ア. 地域特性の把握」)及び事業計画に基づき、 事業実施区域及びその周辺の自然的、社会的状況を文献調査等により把握した。

対象とする地域(以下「調査地域」という。) は事業実施区域から概ね 5.0km 範囲を基本とした。

把握する項目は、さいたま市環境影響評価技術指針(「第1総論、3.環境影響評価及び事後調査の手順、(1)環境影響評価調査計画書の作成に係る手順、ア. 地域特性の把握」の別表 2)に示された以下の項目である。

## 3.1 社会的状況

社会的状況は表 3-1 及び図 3-1~図 3-3 に示すとおりである。また、関係法令等については、表 3-2 に示すとおりである。

#### 表 3-1(1) 社会的状況の概要

	表 3-1(1) 社会的状況の概要
項目	概要
人口及び産業の状況	・事業実施区域及びその周辺における人口及び世帯数については、さいたま市、川 越市、上尾市はいずれも近年増加傾向である。
	・事業実施区域及びその周辺における産業大分類別事業所数及び従業者数については、第3次産業の従業者が多く、第1次産業従業者が少ない。
	・事業実施区域及びその周辺における農業については、平成 27 年の販売農家数は、 平成 17 年に比べて減少している。平成 27 年の農業経営数は家族経営体(世帯単
	平成 17 年に比べて減少している。平成 27 年の展集経営数は家族経営体(世帯単位で農業事業を行う者)が多く、また、経営耕地面積は 0.5~1.0ha の規模が多い。
	・事業実施区域及びその周辺における工業については、事業者数及び従業者数について、さいたま市、川越市、上尾市はいずれも平成29年から平成30年にかけて
	概ね横ばい傾向である。また、製造品出荷額等について、さいたま市は平成28年から平成29年にかけて概ね横ばい傾向であり、川越市は減少傾向、上尾市は増
	加傾向である。
	・事業実施区域及びその周辺における商業については、平成28年の商店数(卸売業・小売業)は、平成19年に比べて多くの市町で減少している。年間商品販売
	額は、さいたま市や川越市等多くの市町で増加しており、上尾市は減少している。
土地利用の状況	・事業実施区域及びその周辺における地目別土地利用面積は、多くの市町で宅地が 最も多く、次いで田、畑、雑種地となっている。
	・事業実施区域及びその周辺における「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に
	基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況は、事業実施区域及びその周辺で
	は、市町全域で市街化区域及び市街化調整区域が設定されている。事業実施区域及びその周辺の市街化調整区域には、荒川近郊緑地保全区域の指定地があり、さ
	いたま市、川越市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、桶川市、富士見市及び川
	島町の複数の市町にまたがって位置する(図 3-1 図 3-1 参照)。
河川及び湖沼	・事業実施区域及びその周辺に流れる一級河川は、荒川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、
の利用並びに地下水の状況	黒目川、新河岸川、九十川、不老川、びん沼川、新河岸川放水路、入間川、越辺川、横塚川、安藤川、安藤川放水路等である(図 3-2 参照)。また、準用河川、普
16 1 /1(0) 1/(1)	通河川、用水路は、上尾中堀川、滝沼川、新川、南畑用水等が流れる(図 3-2 参
	照)。また、事業実施区域及びその周辺では、荒川、鴨川、びん沼川、入間川等に
	漁業権が設定されている。
	・事業実施区域及びその周辺における上水道の上水道水源は、さいたま市、川越市、 上尾市は、県水の割合が約70%~90%である。また、実績年間取水量はさいたま
	市、川越市、上尾市の順に多く、各市町ともに実績年間給水量の約90%以上が年
	間有収水量である。

表 3-1(2) 社会的状況の概要

項目	概要
交通の状況	・事業実施区域及びその周辺の道路網は、事業実施区域近傍には一般国道 16 号、一般国道 463 号、主要地方道さいたまふじみ野所沢線、主要地方道川越上尾線等の道路が走っている(図 3-3 参照)。また、事業実施区域及びその周辺においては 105 箇所で交通量調査が実施されている。 ・事業実施区域及びその周辺の鉄道網及び各駅の年間の乗車人員の推移は、事業実施区域及びその周辺には鉄道路線が 8 路線あり、JR 川越線が事業実施区域を横断し(図 3-3 参照)、事業実施区域に最も近い JR 川越線の指扇駅についての年間乗車人員は概ね横ばいである。
学校、病院その 他の環境保全 につい特に必要 な施設及び住 宅の分布状況	・事業実施区域及びその周辺の主な公共公益施設等は、学校 188 校、幼稚園等 98 園、保育施設 298 施設、病院等 41 院、老人福祉施設 686 施設、障害者福祉施設 263 施設、児童祉施設及びその他福祉施設 27 施設、図書館 35 館、都市公園等 315 園が存在する。
下水道、し尿処 理施設及びご み処理・処分施 設の整備の状 況	・事業実施区域及びその周辺における下水道の整備状況は、流域関連公共下水道及び単独公共下水道の普及率が、多くの市町で80%を超えている。
その他の事項	・事業実施区域及びその周辺におけるコミュニティ施設は、合計 140 のコミュニティ施設が分布する。事業実施区域の近隣 1km 圏内には、コミュニティ施設が 6 施設存在する。 ・事業実施区域及びその周辺において、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(法律第 57 号、平成 12 年 5 月 8 日)に基づく『土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域』が指定されている。事業実施区域の近隣 1km 圏内では、さいたま市で「急傾斜地の崩壊」の土砂災害警戒区域等の指定区域が 2 地点あり、そのうち 1 地点は「警戒区域及び特別警戒区域」に指定されている。

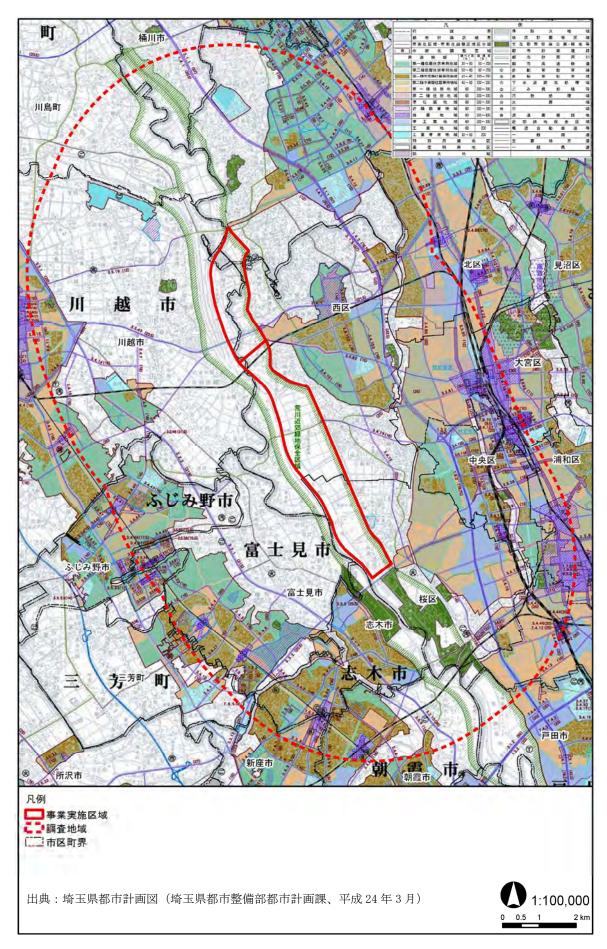


図 3-1 用途地域の指定状況

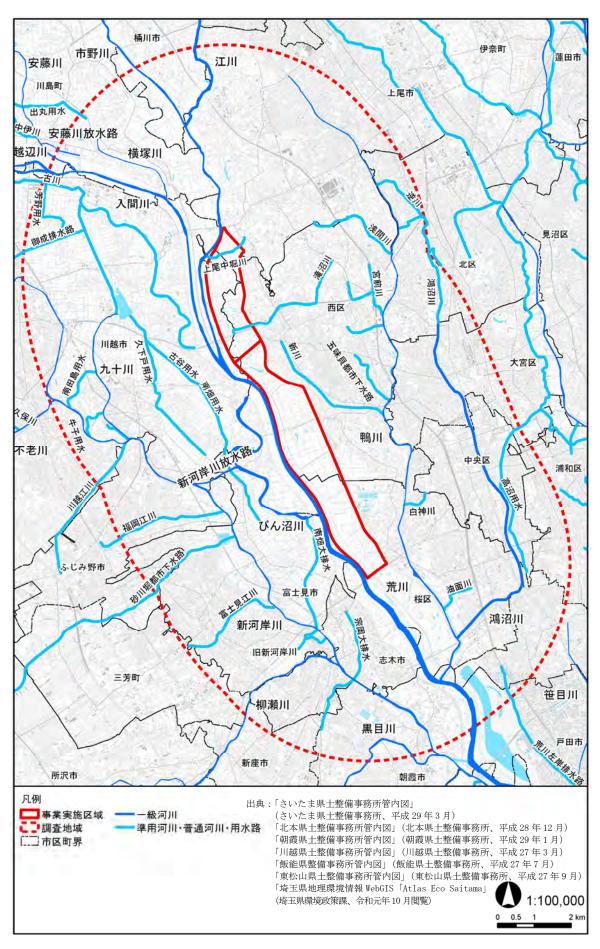


図 3-2 事業実施区域及びその周辺の水系

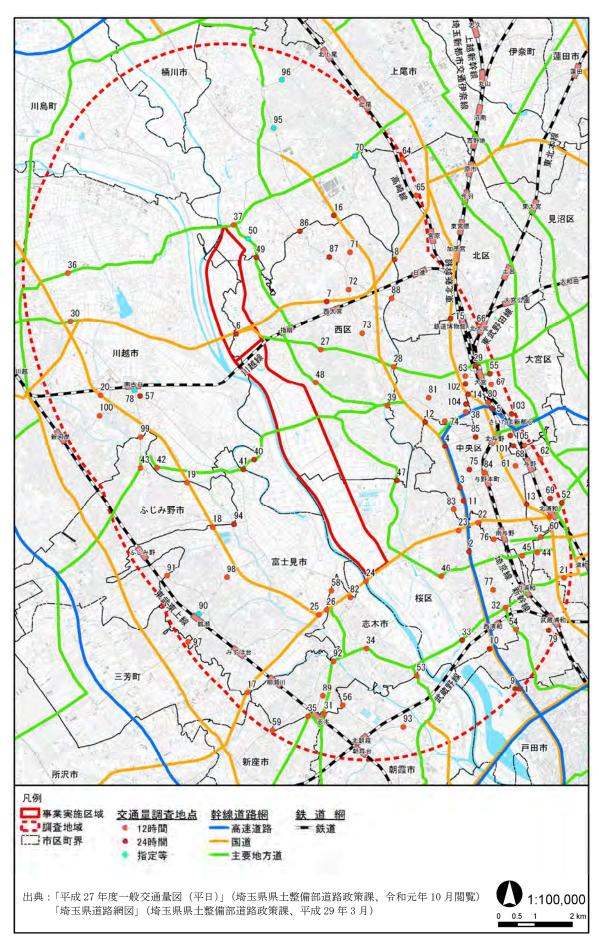


図 3-3 事業実施区域及びその周辺の主要交通網及び交通量調査地点位置

# 表 3-2(1) 関係法令等

項目	区分	名称	制定年	法令番号								
環境全般	法律	環境基本法	平成5年	法律第 91 号								
		環境影響評価法	平成9年	法律第 81 号								
	条例	埼玉県環境基本条例	平成6年									
		埼玉県環境影響評価条例	平成6年	埼玉県条例第61号								
		さいたま市環境基本条例	平成 13 年	さいたま市条例第 187 号								
		さいたま市環境影響評価条例	平成 15 年	さいたま市条例第32号								
		川越市良好な環境の保全に関する基本条例	平成 18 年	川越市条例第 36 号								
		上尾市環境基本条例	平成9年	上尾市条例第 25 号								
		戸田市環境基本条例	平成 12 年	戸田市条例第6号								
		朝霞市住み良い環境づくり基本条例	平成8年	朝霞市条例第 14 号								
		志木市環境基本条例		志木市条例第 31 号								
		新座市環境基本条例	平成9年									
		富士見市環境基本条例	平成 13 年	富士見市条例第31号								
		ふじみ野市環境基本条例	平成 19 年	ふじみ野市条例第2号								
		川島町環境保全条例	平成 25 年	川島町条例第17号								
公害防止	法律	大気汚染防止法	昭和 43 年	法律第 97 号								
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における 総量の削減等に関する特別措置法	平成4年	法律第 70 号								
		土壤汚染対策法	平成 14 年	法律第 53 号								
		騒音規制法	昭和 43 年	法律第 98 号								
		振動規制法	昭和51年	法律第 64 号								
		悪臭防止法	昭和 46 年	法律第 91 号								
		水質汚濁防止法	昭和 45 年	法律第 138 号								
		ダイオキシン類対策特別措置法	平成 11 年	法律第 105 号								
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和 45 年	法律第 137 号								
		資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年	法律第 48 号								
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成 12 年	法律第 104 号								
		地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年	法律第 117 号								
	条例	埼玉県生活環境保全条例	平成 13 年	埼玉県条例第57号								
		大気汚染防止法第四条第一項の規制に基づき、排出基準を定める条例	昭和 46 年	埼玉県条例第60号								
		水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例	昭和 46 年	埼玉県条例第61号								
								Ì		埼玉県土砂の排出、堆積等の規制に関する条例	平成 14 年	埼玉県条例第64号
		埼玉県地球温暖化対策推進条例	平成 21 年	埼玉県条例第9号								
					さいたま市生活環境の保全に関する条例	平成 20 年	さいたま市条例第46号					
		さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例	平成 13 年	さいたま市条例第 195 号								
		川越市地球温暖化対策条例	平成 19 年	川越市条例第 42 号								
		戸田市地球温暖化対策条例	平成 21 年	戸田市条例第26号								
		新座市ダイオキシン類規制条例	平成 11 年	新座市条例第10号								
		三芳町ダイオキシン類等排出抑制に関する条例	平成 11 年	三芳町条例第3号								
自然保護	法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	平成 14 年	法律第 88 号								
		絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成4年	法律第 75 号								
		自然公園法	昭和32年	法律第 161 号								
		自然環境保全法	昭和47年	法律第 85 号								
		首都圈近郊緑地保全法	昭和 41 年	法律第 101 号								
		都市緑地法	昭和 48 年	法律第 72 号								

表 3-2(2) 関係法令等

項目	区分	名称	制定年	法令番号
	条約	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	平成4年	条約第7号
		特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	昭和 55 年	条約第 28 号
	条例	埼玉県自然環境保全条例	昭和 49 年	埼玉県条例第4号
		埼玉県立自然公園条例	昭和 33 年	埼玉県条例第15号
		ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	昭和 54 年	埼玉県条例第10号
		埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例	平成 12 年	埼玉県条例第11号
		さいたま市みどりの条例	平成 13 年	さいたま市条例第248号
		上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例	昭和 48 年	上尾市条例第 41 号
		戸田市緑化推進条例	昭和 49 年	戸田市条例第 18 号
		朝霞市緑化推進条例	昭和 64 年	朝霞市条例第3号
		志木市自然再生条例	平成 13 年	志木市条例第 18 号
		志木市みどりの条例	昭和 51 年	志木市条例第13号
		新座市みどりのまちづくり条例	平成3年	新座市条例第3号
		桶川市みどりの保全及び推進に関する条例	平成4年	桶川市条例第13号
		みどりの保護及び緑化の推進に関する条例	昭和 56 年	富士見市条例第30号
		ふじみ野市みどりの条例		ふじみ野市条例第118号
		三芳町みどりの保護育成及び活用に関する条例		三芳町条例第4号
その他	法律	河川法		法律第 167 号
C +>  LL	121	都市計画法		法律第 100 号
		農業振興地域の整備に関する法律		法律第 58 号
		景観法		法律第 110 号
		文化財保護法		法律第 214 号
	条例	埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例		埼玉県条例第61号
	不四	埼玉県建築基準法施行条例		埼玉県条例第37号
				., ., ., ., ., ., .,
		埼玉県景観条例		埼玉県条例第 46 号 埼玉県条例第 20 号
		埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例		
		埼玉県文化財保護条例		埼玉県条例第46号
		さいたま市景観条例		さいたま市条例第20月
		さいたま市文化財保護条例		さいたま市条例第137号
		川越市都市景観条例		川越市条例第17号
		川越市文化財保護条例		川越市条例第23号
		上尾市文化財保護条例		上尾市条例第8号
		上尾市街づくり推進条例		上尾市条例第6号
		戸田市都市景観条例		戸田市条例第 40 号
		戸田市文化財保護条例		戸田市条例第 13 号
		朝霞市景観条例		朝霞市条例第24号
		朝霞市文化財保護条例		朝霞市条例第25号
		志木市景観条例		志木市条例第 14 号
		志木市文化財保護条例	昭和 41 年	志木市条例第17号
		新座市景観条例	平成 22 年	
		新座市文化財保護条例	昭和 39 年	
		桶川市文化財保護条例	昭和 32 年	桶川市条例第22号
		富士見市文化財の保護及び活用に関する条例	昭和 53 年	富士見市条例第5号
		ふじみ野市文化財保護条例	平成 17 年	ふじみ野市条例第80号
		川島町文化財保護条例	平成2年	川島町条例第26号
		三芳町文化財保護条例	昭和 37 年	三芳町条例第 20 号

出典:「平成30年版埼玉県環境白書」(埼玉県環境部環境政策課、平成30年12月) 「埼玉県及び対象範囲に係る市町の例規集・要綱集」(令和元年10月閲覧)

# 3.2 自然的状況

自然的状況は表 3-3 及び図 3-4~図 3-12 に示すとおりである。

表 3-3(1) 自然的状況の概要

項	ĨΒ	概要
大気環境	気象の状	・事業実施区域周辺の気象観測所は、「さいたま地域気象観測所」が設置さ
	況	れている。
		・過去 10 年間の年平均気温は 15.6℃、年平均降水量は 1,294.25mm、年平均
		風速は 2.3m/s である。また、平成 30 年の年平均気温は 16.3℃であり、
		月別の日最高気温の平均は7月が最も高く、日最低気温の平均は1月が
		最も低い。年間降水量は 1,108.5mm であり、9 月が最も多く、2 月が最も
		少ない。年平均風速は 2.3m/s であり、風向は北北西の風が卓越している。
	大気質の	・事業実施区域及びその周辺における大気汚染常時監視測定局は、一般環境
	状況	大気測定局(一般局)が7局、自動車排出ガス測定局(自排局)が4局設
		置されている(図3-4参照)。また、ダイオキシン類は年2回又は4回の
		頻度で行われており、6箇所設置されている。
		・これらの大気測定局では、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒
		子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類の測定が行われており、
		平成30年度においては光化学オキシダントを除き、いずれも環境基準を
		満足している。
	騒音の状	・事業実施区域及びその周辺における一般環境騒音調査は実施されていな
	況	V Y <sub>o</sub>
		・事業実施区域及びその周辺の平成 29 年度の道路交通騒音調査は 14 箇所
		で行われており、環境基準を超過した地点が1地点(国道:1地点)あり、
		昼間・夜間ともに超過している。(図 3-5 参照)
	振動の状	・事業実施区域及びその周辺における一般環境振動調査は実施されていな
	況	
		・事業実施区域及びその周辺の平成29年度の道路交通振動調査は9箇所で
		行われており、全ての地点で要請限度を下回っている(図 3-5 参照)。
	悪臭の状	・埼玉県における悪臭に係る苦情合計件数は、平成24年度以降は概ね減少
水環境	水象の状	傾向を示している。 ・事業実施区域及びその周辺に流れる一級河川は、荒川、鴨川、鴻沼川、柳
小泉児	沢 家の仏   沢	<ul><li>事業実施区域及びての周辺に流れる一級何川は、元川、暢川、楊石川、柳瀬川、黒目川、新河岸川、九十川、不老川、びん沼川、新河岸川放水路、</li></ul>
	10L	入間川、越辺川、横塚川、安藤川、安藤川放水路等である。また、準用河
		川、普通河川、用水路は、上尾中堀川、滝沼川、新川、南畑用水等が流れ
		る(図 3-2 参照)。
	水質の状	・事業実施区域及びその周辺における公共用水域の水質調査は 9 箇所、さ
	況	いたま市の補足調査は7箇所で行われている(図3-6参照)。
		・公共用水域の環境影響項目について、秋ヶ瀬取水堰、治水橋、開平橋、入
		間大橋の地点の平成25~29年度の全ての年度で、大腸菌群数が環境基準
		を達成していない。
		・健康項目及びダイオキシン類については、平成25年~29年度の全ての年
		度で環境基準値を達成している。
	底質の状	・事業実施区域及びその周辺における公共用水域の底質調査は 9 箇所で行
	況	われている (図 3-6 参照)。
		・重金属類のうち、総水銀及び PCB について「底質の暫定除去基準」(環水
		管 119 号、昭和 50 年 10 月)と比較すると、全地点でいずれも基準値を
		下回っている。また、ダイオキシン類については環境基準を達成している
		が、他地点と比較して大きな値を示している地点がある。
	地下水の	・事業実施区域及びその周辺では、平成29年度に29地区36井戸(概況調
	状況	查:6地区6井戸、汚染井戸周辺地区調查:2地区3井戸、継続監視調査:
		21 地区 27 井戸)で地下水の水質測定が行われており、環境基準の超過が
		確認された井戸は15井戸(概況調査:1井戸、汚染井戸周辺地区調査:0
		井戸、継続監視調査:14 井戸)でる。
		・事業実施区域及びその周辺における地下水位は、各観測井ともに、季節的
		な水位変動がみられる。

表 3-3(2) 自然的状況の概要

衣 3-3 (2) 自然的仏沈の似安		
項		概要
土壌及び地盤	土壌の状況	・事業実施区域及びその周辺の土壌は、荒川の周囲では、「灰色低地土壌、細粒グライ土壌、細粒灰色低地土壌、褐色低地土壌」等の低地土壌が主に分布するほか、「低位泥炭土壌」が見られる。荒川の左岸側では、内陸地に向かうにつれて「淡色黒ボク土壌、黒ボク土壌」が広く分布し、主に小河川の周囲に「黒ボクグライ土壌」が見られる。一方、右岸側では、「グライ土壌、低位泥炭土壌」等の河川・湿地形成と係わり深い土壌が広域に分布し、その後背地に「黒ボク土壌」が現れる。事業実施区域の土壌は、荒川の周囲に見られる各種の『低地土壌』が広く分布する(図 3-7 参照)。 ・事業実施区域及びその周辺の地盤は、事業実施区域及びその周辺における過去5年間(平成25年1月~平成30年1月)の変動量では、さいたま市
	-	大宮区で 14.1 mm、さいたま市浦和区で 14.9 mmの地盤の沈下が生じている。 ・事業実施区域及びその周辺の地形は、荒川の周囲に「河原」の地形が発達
地質	況	し、それを取り囲むように「後背湿地」が広域に広がり、これらの地形の中に「自然堤防、湿地、旧流路」等が散在している。「後背湿地」は荒川の左岸側に比べて右岸側に広く分布し、左岸側の上流部では荒川の近隣より「火山灰台地」の形成が見られる。また、ローム層の堆積した「火山灰台地」は荒川の右岸側に比べ左岸側に広く分布し、台地内の小河川沿いに「谷底平野」が発達している。事業実施区域の周囲は、主に「河原」で構成されるほか、「湿地」が点在する(図 3-8 参照)。
	地質の状況	・事業実施区域及びその周辺の地質は、荒川の周囲及び右岸側に河川や海の力による堆積が成因の「沖積層」が広域に分布し、その後背地に低地や浅海底の隆起が成因の「洪積層」が広がる。沖積層は「砂、シルト、粘土、礫、泥」等で、洪積層は「ローム」で地質が構成されている。「沖積層」は荒川の左岸側に比べて右岸側に広く分布し、左岸側の上流部では荒川の近隣より「洪積層」が見られる。また、「洪積層」が主に分布する場所でも、小河川沿いには「沖積層」が見られる。事業実施区域の周囲は、「沖積層」が分布する場所である(図 3-9 参照)。
動物及び植物	況	・事業実施区域及びその周辺における重要な陸上動物としては、哺乳類 1種、鳥類 82種、両生類・爬虫類 18種 (6種・12種)、昆虫類 164種、水生生物 (魚類・底生動物) 21種 (11種・10種)、陸産貝類 (土壌動物) 2種が生息している可能性が考えられる。
	植物の状況	・事業実施区域及びその周辺の植生は、左岸側の上流は「畑地雑草群落、緑の多い住宅、市街地」が広く分布し、下流は「水田雑草群落」が分布する。一方、右岸側の上流は「水田雑草群落」が分布し、下流は「市街地」が分布する。事業実施区域内の植生は、高水敷に「ゴルフ場、公園・グラウンド、水田、畑地」等が広く分布し、「ハンノキ群落、クヌギ群落、マダケやハチク等の竹林」、「カナムグラ群落、メヒシバーエノコログサ群落、セイタカアワダチソウ群落、人工草地」等の樹林地や草地も散在する。また、水際では「ヨシ群落、オギ群落、カナムグラ群落」等が分布し、堤防では「路傍・空地雑草群落」、「チガヤ群落、メヒシバーエノコログサ群落」等が分布する(図 3-10 参照)。 ・事業実施区域及びその周辺における重要な群落等は、「文化財保護法」(法律第 214 号、昭和 25 年 5 月 30 日)等に基づく国・県・市町の天然記念物が 5 件存在する。 ・事業実施区域及びその周辺における重要な植物相としては、152 種が生息している可能性が考えられる。

表 3-3(3) 自然的状況の概要

項	<u> </u>	概要
景観		・事業実施区域及びその周辺における主な景観構成要素は、近景が荒川沿い
344132		の緑地、農耕地となり、中景及び遠景が緑の多い住宅地や市街地の街並
		み、西方向遠方に眺望できる富士山や秩父連山の山なみ等がある(図 3-11
		参照)。事業実施区域内には、市指定天然記念物である『薬師堂のマキ』
		が存在する。
		・事業実施区域及びその周辺における主な眺望点は、事業実施区域内には
		「東京都健康保険組合運動場・山王公園、西大宮テニスクラブ付近、治水
		橋、羽根倉橋、荒川自動車道(1)、(2)」の6地点が存在する(図3-11参
		照)。
自然とのふ	れあいの場	・事業実施区域及びその周辺における主な自然とのふれあいの場は、公園・
		緑地が 125 ヵ所、史跡が 10 ヵ所、河川・池沼・湧水が 6 ヵ所、寺社・仏閣
		が 99 ヵ所、寺社・仏閣以外の伝統行事の活動拠点が 7 ヵ所、風景の鑑賞
		活動地点が 25 ヵ所、芋掘りやいちご狩り等の農業体験施設が 13 ヵ所、
		天然温泉の施設が2ヵ所、遊歩道、緑道等が32ヵ所、サイクリングロー
		ドが7コースあり、合計326ヵ所の自然とのふれあいの場が存在する。
		・事業実施区域内には公園・緑地が4ヵ所(西遊馬公園、宝来運動公園、健
		康組合運動場、荒川総合運動公園)、寺社・仏閣が1ヵ所(薬師堂(浦和塚
		本))、鑑賞活動地点が3ヵ所(錦乃原櫻草園、治水橋周辺の景色、丸堀の
		景色)、サイクリングロードが2コース(荒川自転車道(さいたま武蔵丘
		陵森林公園自転車道線)、上尾サイクリングロード)があり、合計 10 ヵ所
//. II. 7	H 11-k	の自然とのふれあいの場が存在する。
文化財そ		・事業実施区域及びその周辺における指定・登録文化財等は、293 施設が指
の他の生	化財	定されている。また、事業実施区域及びその周辺における県選定重要遺跡は、のたがなどできたでいる。(図 2.12 カツ) このこれ 東世宮 大田
活環境		は、8 施設が指定されている(図 3-12 参照)。このうち事業実施区域内には、「薬師党のコキ」(さいたままだ字下鉄記念物)が存在している。
	埋蔵文化	は、「薬師堂のマキ」(さいたま市指定天然記念物)が存在している。 ・事業実施区域及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地は、事業実施区域内
	埋廠又化   財包蔵地	・事業美施区域及いての周辺における埋蔵文化財包蔵地は、事業美施区域内 に「大久保条里遺跡」が分布している(図 3-12 参照)。
	廃棄物	・事業実施区域及びその周辺におけるごみ処理量等は、さいたま市では総排
	<b>発来物</b>	・事業実施区域及いての周辺におけるこみ処理重要は、さいたま用では総称 出量、1人1日当たりのごみ排出量は近年減少傾向にある。
	空間放射	・事業実施区域及びその周辺の空間放射線は、0.028~0.264 µ Sv/h である。
	線	* 事未天旭凶域及U**(**)
	温室効果	・事業実施区域及びその周辺における平成 28 年度の温室効果ガス排出量
	ガス	は、平成2年度と比較して、さいたま市で18.45%、川越市で6.68%、上
	/ / / /	尾市で 1.92%増加している。
		・「地球温暖化対策の推進に関する法律」(法律第 117 号、平成 10 年 10 月 9
		日)に基づく事業実施区域及びその周辺における「地球温暖化対策計画」
		の策定状況は、「地球温暖化対策計画(事務事業編)」は川島町を除く市町
		で策定されており、「地球温暖化対策計画(区域施策編)」は、政令指定都
		市のさいたま市と中核市の川越市で策定されている他、上尾市、戸田市、
		新座市、富士見市、ふじみ野市の5市でも策定されている。
L	1	

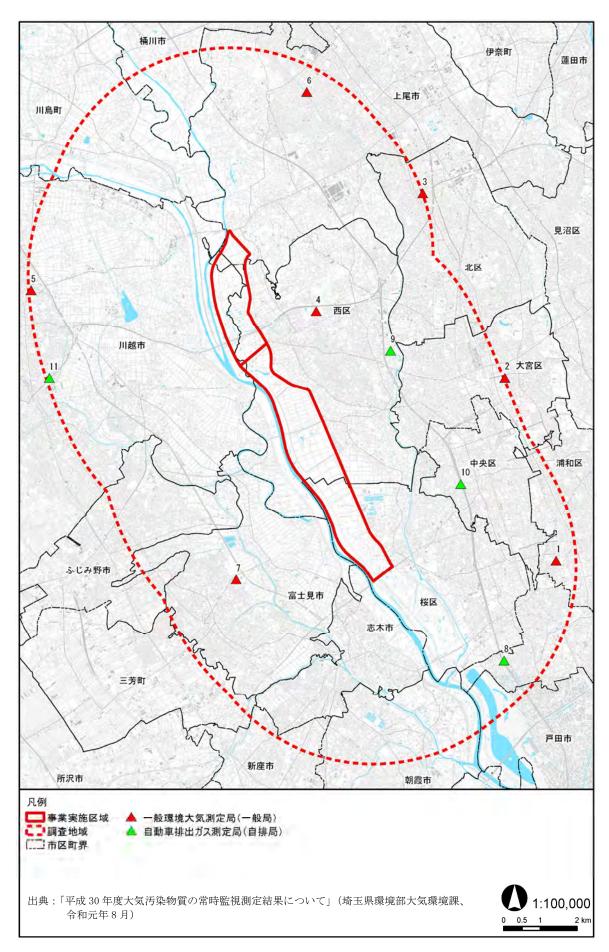


図 3-4 事業実施区域及びその周辺の大気測定局位置

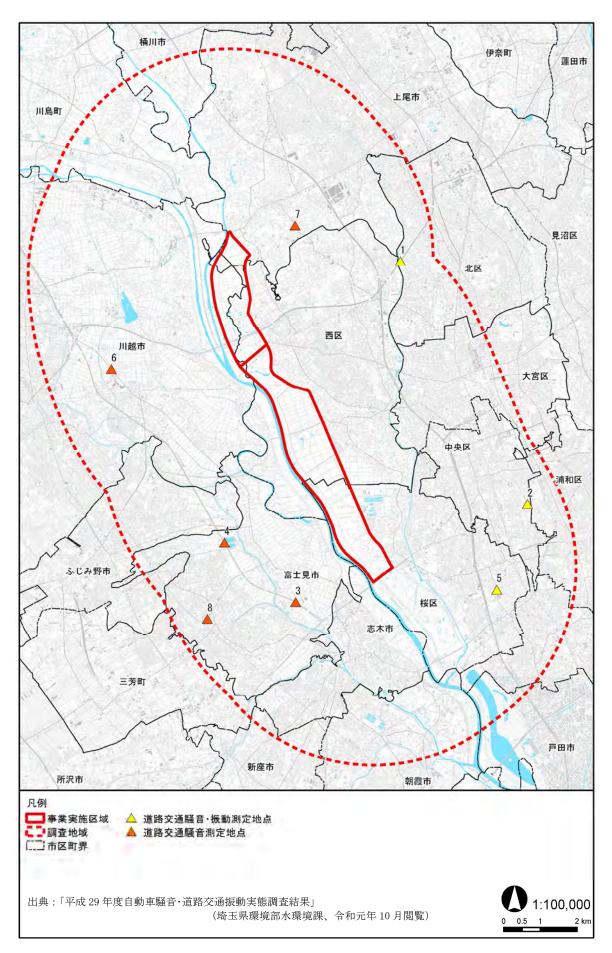


図 3-5 事業実施区域及びその周辺の騒音・振動調査地点位置

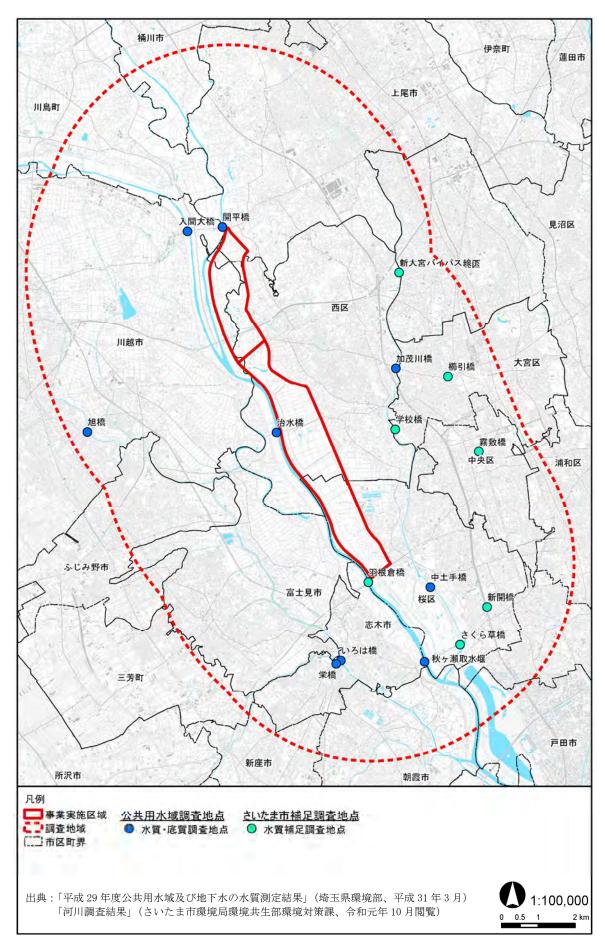


図 3-6 事業実施区域及びその周辺の河川水質・底質調査地点位置

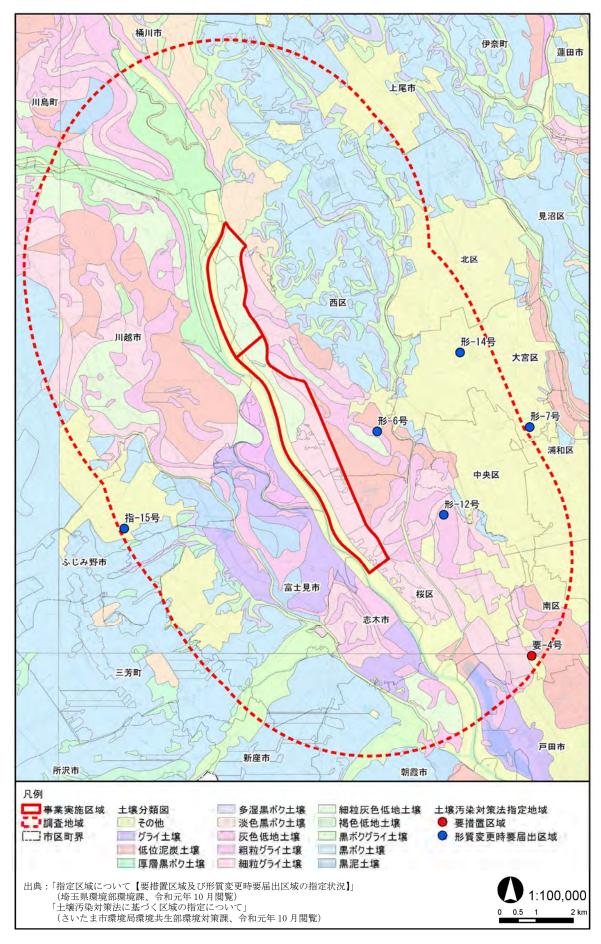


図 3-7 土壌分類図

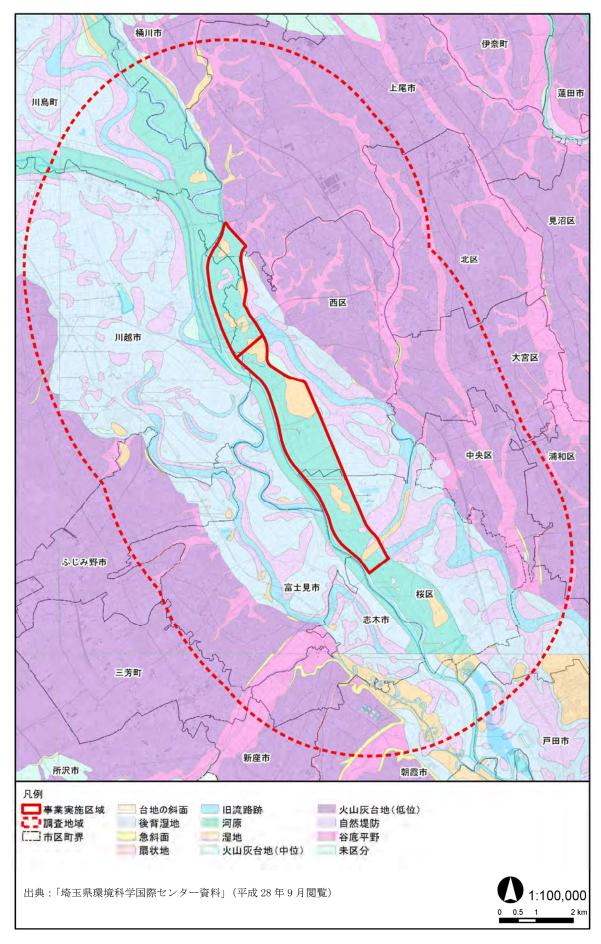


図 3-8 地形分類図

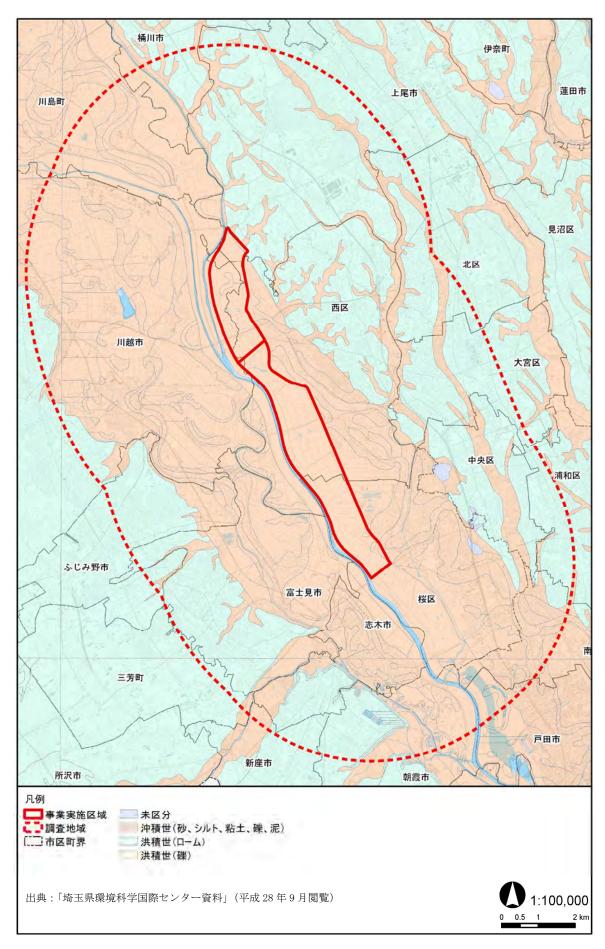


図 3-9 表層地質図

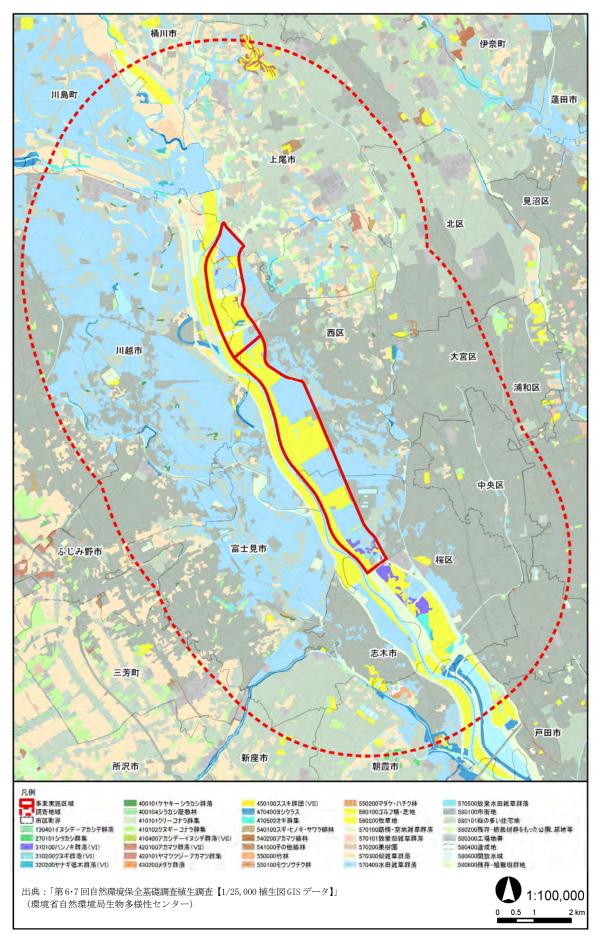


図 3-10 現存植生図

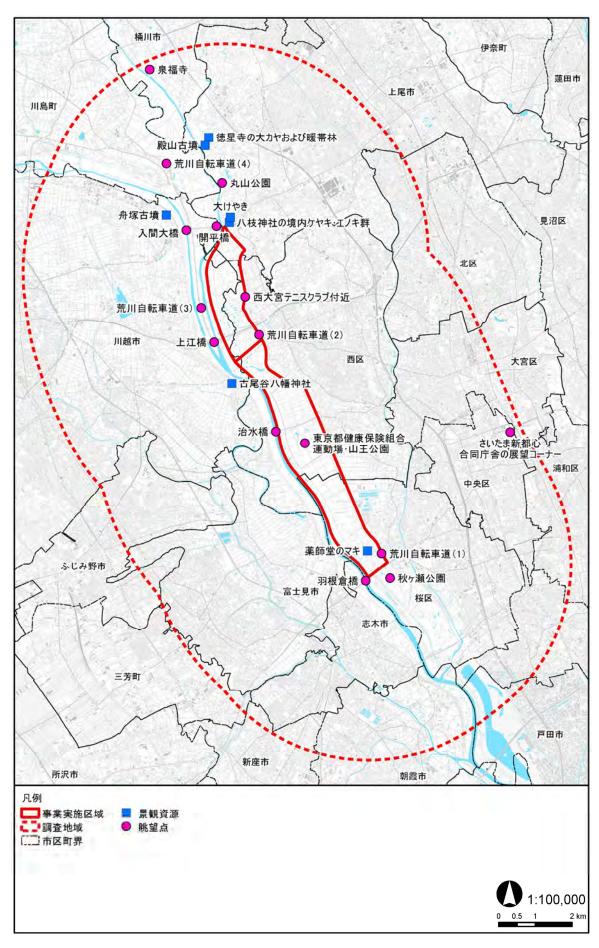


図 3-11 事業実施区域及びその周辺における主な景観資源及び主な眺望点位置

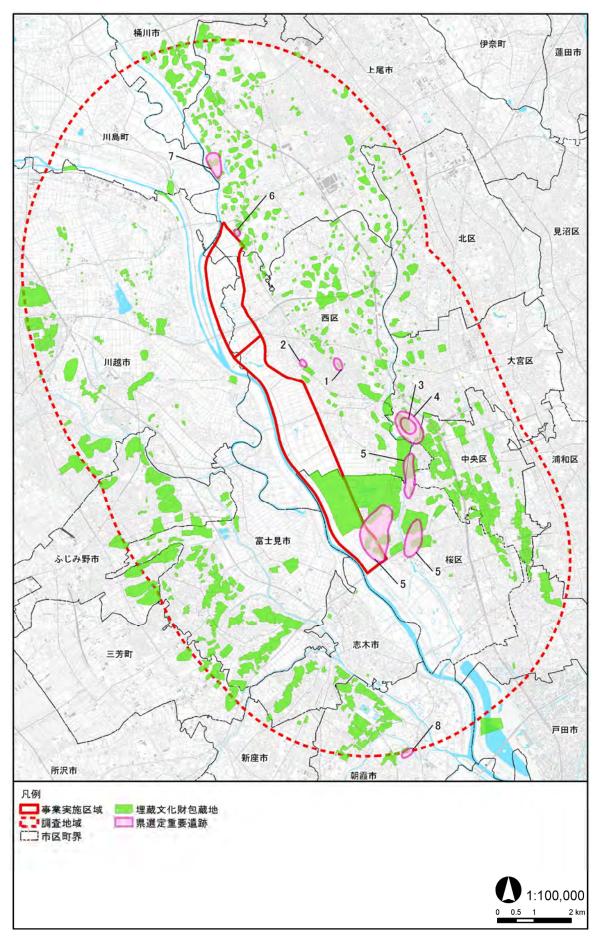


図 3-12 事業実施区域及びその周辺の県選定重要遺跡・埋蔵文化財包蔵地位置

## 第4章 関係地域

## 4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「さいたま市環境影響評価条例施行規則」(平成 17年、さいたま市規則第26号)の第4条の別表第2に基づき、「対象事業が実施される区域 の周囲1.5キロメートル以内の地域」を基準として設定した。

## 4.2 関係地域

前項の基準に基づき設定した本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は図 4-1 に示すとおりであり、さいたま市内の2区、さいたま市以外の4市1町の一部が含まれる。

- ・さいたま市西区
- ・さいたま市桜区
- 上尾市
- 川越市
- 富士見市
- ・志木市
- 川島町

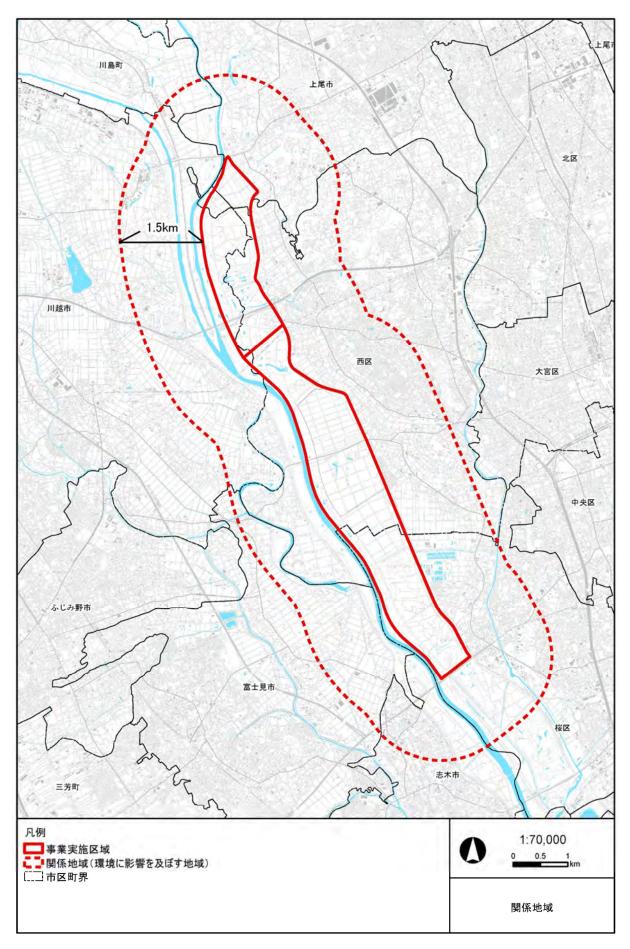


図 4-1 関係地域

# 第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見概要と 事業者の見解

調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見概要と事業者の見解 は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
水象	囲繞堤の存在により出水時に上流側 で河川水が長時間滞留することが懸念 される。	囲繞堤の存在により上流側での水位の変動は発生しますが、事業実施による上流側での滞留時間については長くはならないと予測しています。
	表流水について調査を実施し、工事 中及び供用後の表流水への影響につい て評価する必要がある。	表流水(地下水位)については、調査計画書に 示す調査に基づき予測評価を行いました。また、 地下水位においては、工事の実施及び施設の存 在・供用に伴う影響を調査するため、モニタリン グを実施することとしました。(準備書 p10.5-4, p10.5-10~21, p10.5-40~46, p10.5-48~49)
	環境影響要因として、仕切堤、囲繞 堤の工事、仕切堤、囲繞堤の存在・供 用に伴う地下水変化を項目として追加 する必要がある。	仕切堤及び囲繞堤の整備による地下水への影響については、存在・供用による影響の予測評価を行いました。なお、準備書内では、「調節池」の一部に含めてとりまとめを行いました。(準備書p10.5-35~46)
地象	地盤改良工事に伴い、周囲の地形に 対して影響を及ぼす可能性がある。	周辺の地形を大きく改変するような地盤改良工事は予定していません。また、事業実施区域周辺には、さいたま市環境影響評価技術指針により影響予測を行うべきとされる「保存すべき地形及び地質」は分布していません。
	環境影響要因として、仕切堤、囲繞 堤の工事、仕切堤、囲繞堤の存在・供 用に伴う地盤変化を項目として追加す る必要がある。	「堤体」による地盤変化については、事業実施 区域は河川区域であり、地すべり等の不安定な地 形ではなく、囲繞堤は基準を満たす安定勾配で造 成することから、土地の安定性に影響を及ぼすお それはないと想定されるため、環境影響評価項目 として選定していません。
動物	哺乳類、鳥類の調査区域は一律ではなく、区分けすべきである。 鳥類は右岸側と左岸側を行き来しているため、右岸側2kmの範囲を調査範囲とすべきである。	調査範囲についてはさいたま市環境影響評価技 術指針手引を参考に、対象事業実施区域及びその 周辺 200m程度の範囲を基本とし、地域特性を踏ま え地下水の影響が懸念される範囲を加えた範囲と しています。
	チョウゲンボウ等の出現状況を踏ま え、猛禽類の調査範囲を景観と同様の 範囲に拡大し、調査地点として横堤の 西端を追加する必要がある。	猛禽類の調査範囲は横堤の西端も含め、調査地 点については生息状況を網羅的に把握できるよう に配置しています。
	荒川河川敷のヨシ原には放棄水田の ヨシ原があり、オオヨシキリやヨシゴ イが繁殖のために飛来するなど、水田 とヨシ原を往来する生き物の生息や繁 殖の場となっているため、事業の実施 にあたり配慮する必要がある。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただき、必要に応じて検討して参ります。

表 5-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
動物	調節池の建設に当たり、食物連鎖の	いただいたご意見については、今後の参考とさ
	基盤的存在のカエル類が生き残れるか	せていただきます。
	どうかが重要な課題である。カエル類	
	は種ごとに生態が異なるので、目標種	
	を定め、その目標種の生息環境の再生	
	を、調節池事業の中で計画的に進める	
	必要がある。	
	集落跡地周辺にはシュレーゲルアオ	いただいたご意見については、今後の参考とさ
	ガエル・ニホンアカガエル・トウキョ	せていただき、必要に応じて検討して参ります。
	ウダルマガエル・ニホンアマガエルの	
	在来種4種が生息しており、事業の実	
	施にあたり配慮することが必要であ	
	3.	
	ヘイケボタルについて、夜間照明を	いただいたご意見については、今後の参考とさ
	遮る樹木と、湿潤な草地を取り戻し、 	せていただきます。
	地域遺伝子の存続に調節池事業の中で	
	取り組むべきである。	
	ヘイケボタルの生息場所について、	本事業で確認された動植物の保全すべき種の情
	情報の取り扱いには十分な注意が必要	報については、取り扱いに十分注意します。
	である。	
	工事用道路や調節池の存在により、	地域の生態系への影響については、生態系の
	従来移動できていた生物が孤立する可	「典型性」として予測評価を行いました。(準備
	能性がある。個体群を孤立させないよ	書 p10.8-55)
	うな手法について、検討する必要があ	
	る。	
	湛水時の水田を対象とした動物調査	動物調査の時期については、水田が湛水する春
	を実施する必要がある。	季~夏季の動物相が把握できるよう設定し、調査
	and the land of	を行いました。 (準備書 p10.6-10~13)
	調査計画書の p 5-153 について、表	ご指摘箇所については表中の数値が正しいた
	5.1-61 の種数と本文中に示された種数	め、準備書の記載部分を訂正しました。(準備書
	が不整合である。	p3-149) は4-12-22-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-
	改変される地域の面積と植物の種	植生及び植物相について調査を行い、保全すべ
	数、量について、現況の把握と供用後 の予測評価を行うべきである。	き種及び植生、緑の量の変化について、事業によ り改変される範囲を踏まえた影響の予測評価を行
	マチ側町Щを11フ*^3である。	り以変される配囲を踏まえた影響の予側評価を11 いました。 (準備書 p10.7-166~168)
	荒川河川敷のヨシ原には放棄水田の	いただいたご意見については、今後の参考とさ
	コシ原があり、以下の絶滅危惧種が生 コシのがあり、以下の絶滅危惧をが生	せていただき、必要に応じて検討して参ります。
	育しているため、事業の実施にあたり	
植物	配慮が必要である。	
11-12	イヌスギナ・シロバナサクラタデ・ハ	
	ンゲショウ・アズマツメクサ・タコノ	
	アシ・ウスゲチョウジタデ・エキサイ	
	ゼリ・ミゾコウジュ・ヒメナミキ・ゴ	
	キヅル・フジバカマ・オグルマ・ホソ	
	バオグルマ・ヘラオモダカ・ウマス	
	ゲ・マツカサススキ・ヌマアゼスゲ	

表 5-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	で有9 る名の息兄の做安と事業名の兄牌 事業者の見解
植物	荒川河川敷のヨシ原には氾濫原野のヨ	いただいたご意見については、今後の参考とさ
10100	シ原(湿生草原)があり、以下の種が生	せていただき、必要に応じて検討して参ります。
	育しているため、事業の実施にあたり配	とくいたたと、必要に応じて候的して多りよう。
	慮が必要である。	
	コヒロハハナヤスリ・ヒロハハナヤス	
	リ・ノダイオウ・ノカラマツ・ナガボノ	
	シロワレモコウ・ノウルシ・シムラニン	
	ジン・ヌマトラノオ・チョウジソウ・コ	
	カモメヅル・ハナムグラ・バアソブ・ノ	
	ニガナ・アマナ	
	シムラニンジンについて、田島ケ原サ	いただいたご意見については、今後の参考とさ
	クラソウ自生地でも少数が孤立状況で長	せていただきます。
	年続いていることから、種子を保護する	
	ことが必要である。	
	ノダイオウについて、形態的に似たも	いただいたご意見については、今後の参考とさ
	のは全域で見られるが、殆どが外来種ナ	せていただきます。
	ガバギシギシと交雑しているので、種子	
	を確認して保護することが必要である。	
	ヒロハハナヤスリ、コヒロハハナヤス	いただいたご意見については、今後の参考とさ
	リについて、春の一時期だけ地上部の栄	せていただきます。
	養葉と胞子葉が観られるが、地面に接し	
	て生育しているため、乾燥や伐開など環	
	境の変化に弱い。普通に群生していたが	
	河川敷の土地改変・伐開により僅かにな	
	っている。自生地の保護が必要である。	
	荒川河川敷の水田と畔には以下の種が	いただいたご意見については、今後の参考とさ
	生育しているため、事業の実施にあたり	せていただき、必要に応じて検討して参ります。
	配慮することが必要である。	
	シャジクモ・ミズワラビ・ヒメミソハ ギ・オオアブノメ・キクモ・カワヂシ	
	マ・タタテンティー・カッテント・タウコギ・ウリカワ・ミズオオバ	
	コ・ミズアオイ・ヒロハイヌノヒゲ・イ	
	チョウウキゴケ・コイヌガラシ	
	既存資料調査で、「国の特別天然記念	田島ケ原の「サクラソウ自生地」について、既
	物田島ケ原サクラソウ自生地」関連の資	存文献を確認し、準備書に記述を追加しました。
	料を追加すること。	(準備書 p3-168)
		( , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	荒川流域を代表する湿生草地の植物遺	いただいたご意見については、今後の参考とさ
	一 元川加域を代表する極生草地の植物園 伝子を「田島ケ原サクラソウ自生地」だ	せていただきます。
	けで守ることはできないので、事業にお	C ( 1010 C A ) 0
	いて、荒川第二調節池内の原野の保全管	
	理を行う必要がある。	
L		

表 5-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
植物	この原野には、サクラソウが生育可能な立地条件が存在するので、サクラ	いただいたご意見については、今後の参考とさ せていただきます。
	ソウの導入も課題である。 湿生原野を代表するサクラソウの再生 は荒川第二・第三調節池事業のシンボ ルとなる取組である。	
	塚本横堤防から、荒川総合運動公園 にかけて存在する表土には、多くの水 田野草の種子が存在し、貴重な未来へ 引き継ぐ財産であるから、この土壌を 消失させないこと。	本事業では、当該区域の改変は行いません。
	掘削した土砂には埋土種子等があり、この地域の遺伝資源や微生物が多く含まれているため、植生の復元や、 堤体の表土として、掘削土砂を有効的に活用する計画を立案し、評価すべきである。	掘削により発生した土砂については、できる限り事業実施区域内で有効活用することとし、評価を行いました。 (準備書 p2-9, p10. 12-14)
	堤体の法面の緑化にあたっては、植 生が外来種ばかりにならないよう、既 往の調査成果を活用し、草地植生の専 門家の協力を仰ぎ検討すること。	いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
動物 及び 植物	動植物の調査は種のみでなく、生 息・生育環境についても調査を実施す べきである。	動植物の調査は種のみでなく、生息・生育環境 についても調査を行いました。 (準備書 p10.6-20 ~39)
	動植物調査の既存資料調査について、「荒川第二調節池予定地」の資料が「荒川第三調節池」と比べて少ないので、調査を丁寧に行い、その保全価値を正当に評価すること。	調査計画書に示す調査に基づき予測評価を行いました。 (準備書 p10.6-1~13, p10.7-1~6)
	外来生物について、調査と対策が入っていない理由は何か。外来種等の侵入についても予測評価をすべきである。	動植物については、外来種の生息・生育状況も 含めて調査を行い、調査計画書に基づき予測評価 を行いました。 (準備書 p10.6-14~19, p10.7- 7, p10.8-21~29, p10.8-51~61)
	横堤とその周辺、荒川の水面周辺の 茂み、点在するヨシ原等の自然空間に おいて、動物調査、植物調査を実施す る必要がある。	動物及び植物の調査については、横堤とその周辺、荒川の水面周辺の茂み、点在するヨシ原等も 範囲に含め、調査を行いました。(準備書 p10.6-3 ~9, p10.7-4)

表 5-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

佰日	意見概要 事業者の見解					
項目	.2 , = ,, = ,	7,777.				
生態系	下記の影響を考慮した上で、生物多様性をどのようにして維持又は増やすのかの計画が立案できるような調査をすべきである。 ・堤体の建設による既存植生の消失、芝張りによる植生の単純化 ・持ち込まれる表土による遺伝子汚染・土壌改良剤等によるアルカリ化・日照阻害・浸透水の変化等	堤体等の整備による動植物及び生態系への影響については、調査計画書に示す調査に基づき予測評価を行いました。 (準備書 p10.6-42~52, p10.7-49~55, p10.8-50~61) いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。				
	動植物について、「保全すべき種」 以外の種についても調査を行い、種 数、個体数を把握し、影響を評価する 必要がある。その結果に基づき、変化 の程度を予測し、環境保全措置を検討 し、生物多様性を保全すべきである。	動植物については保全すべき種以外の種も含め て網羅的に生息・生育状況の調査を行い、地域の 生態系への影響について予測評価を行いました。 (準備書 p10.6-14~19, p10.7-7, p10.8-34~ 35, p10.8-51~61, p10.8-80~95)				
	生物多様性や動植物の変化を把握するためにも、工事の履歴や土地(地形、土壌等)変化の履歴等に関する調査が必要である。	本環境影響評価では、事業の実施により影響を受ける自然環境の現況からの変化について、予測評価を行いました。現在の環境の把握については、過去の航空写真の比較や文献等を踏まえて行いました。(準備書 p10.8-9~17)				
	昔の環境が残っているところは残し、失われた環境の調査をし、それを 復元することが必要であり、そうした 過去の環境の状況についての調査が不 十分と思われる。	本環境影響評価では、事業の実施により影響を受ける自然環境の現況からの変化について、予測評価を行いました。現在の環境の把握については、過去の航空写真の比較や文献等を踏まえて行いました。(準備書 p10.8-9~17)				
	過去に存在していた湿地や多様な草 地・河畔林等を復元することが望まし い。	いただいたご意見については、今後の参考とさ せていただきます。				
	対象事業実施区域周辺のみでなく、 上流の環境についても把握すべきであ る。	いただいたご意見については、今後の参考とさ せていただきます。				
	気象の変化による自然環境の変化も 考慮する必要がある。	本環境影響評価では、事業の実施により影響を 受ける自然環境の現況からの変化について、予測 評価を行いました。(準備書 p10.8-50~61)				

表 5-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見概要	事業者の見解
生態系	河川区域内の集落跡とその周辺は、シラカシやケヤキの屋敷林に守られて水塚が点在し、水田、ハンノキ林やマダケやハチクの竹藪、畑、草地がパッチワークのように存在する多様で貴重な環境が残っており、事業の実施にあたり配慮が必要である。 河畔林はオオタカやフクロウ、ホンドキツネなど生態系における高次動物が生息し、林縁の灌木や草地と水田間を往来する生き物が利用しており、事業の実施にあたり配慮が必要である。	いただいたご意見については、今後の参 考とさせていただき、必要に応じて検討し て参ります。
	繁殖維持に人工物を頼らない自然再生を調節 池事業と併せて進めるべきである。	いただいたご意見については、今後の参 考とさせていただきます。 事業実施にあたっては、環境影響評価手
	「荒川第二調節池予定地」の環境特性は湿生環境で、カエル類の種類や量が多い集落跡地周辺、絶滅危惧植物が集団となって自生する原野など、その保全には生息生育条件に適した水環境が担保される必要がある。環境条件の整備と共に保全・再生を環境アセスメントの目標にすることが必要である。	事業夫他にめたっては、環境影響評価手続き等の着実な実施等を通じて、環境の保全に努めます。
	第二調節池について、農家の高齢化に伴う、 現況維持区域の自然環境の破壊、動植物の生息 生育環境の破壊が懸念されるため、水田の維持 にあたり、非農家でも就農できる営農組織を立 ち上げるなど公有地化を図り、自然環境の保全 が望まれる。	本環境影響評価の環境保全措置として、営農に係る施策の実施は考えていません。
	「荒川第二・三調節池予定地」の建設事業は、河川法の目的である「治水」と「環境」の真の調和を図るためのグランドデザインを共有し、これまでの「治水」先行事業を見直して、区域内の重要環境は、最優先で保全・再生すると共に、その環境条件を将来にわたって維持するための管理方策も十分に検討する、合理的な事業展開が進められる必要がある。	事業実施にあたっては、環境影響評価手 続き等の着実な実施等を通じて、環境の保 全に努めます。
	残っている自然空間の位置の把握を目的とした土地利用の実態調査を行うべきである。	動植物の生息生育環境の空間的な分布については、動物調査、植物調査の結果及び地形の状況等の物理環境の状況を踏まえて整理を行いました。また、自然空間の利用状況については、調査計画書に示す自然とのふれあいの場の現地調査に基づき調査を行いました。(準備書 p10.10-1~13)

## 第6章 調査計画書についての市長の意見と事業者の見解

調査計画書に関する市長の意見と事業者の見解は、表 6-1、表 6-2 に示すとおりである。

表 6-1 市長の意見と事業者の見解(総括事項)

市長の意見	事業者の見解
準備書は、さいたま市環境影響評価技術指針	さいたま市環境影響評価技術指針(平成 28 年
及び同手引に従って作成すること。	10月1日)及び同手引に従って作成しました。
準備書は縦覧に供することから、その作成に	準備書の作成にあたっては、難解な表現を避
あたっては、難解な表現を避け、専門用語には	け、専門用語には注釈を加えるなどして、一般
注釈を加えるなどして、一般に分かりやすいも	に分かりやすいものとなるよう配慮しました。
のとなるよう配慮すること。	

### 表 6-2(1) 市長の意見と事業者の見解(調査方法)

項目	市長の意見	事業者の見解
全体	本事業は、川の中に囲繞堤を新設し、高	現況と供用後の、冠水頻度、冠水期間及び
事項	水敷を調節池化するものである。そのため	冠水面積の変化を勘案の上、他事例等も参考
	囲繞堤および越流堤の高さによって、事業	にして、予測評価を行いました。(準備書
	実施後の調節池(現在の高水敷)の冠水頻	p10.5-35~39)
	度、冠水期間及び冠水面積の変化が予想さ	
	れる。冠水頻度、冠水期間及び冠水面積の	
	変化は多数の評価項目に影響があると考	
	えられることから、様々な知見を取り入	
	れ、起こりうる事象を勘案の上、予測及び	
	評価すること。	
大気質	アニ酸化窒素濃度の調査・予測	大気質の調査・予測は、一酸化窒素濃度も対
	自動車や建設機械作動時に排出される	象として、「道路環境影響評価の技術手法」等
	窒素酸化物は、その大部分が一酸化窒素と	に基づき行いました。 (準備書 p10.1-1~
	して排出された後に時間と共に酸化され	3, p10. 1-9)
	て二酸化窒素に変化することから、調査・	
	予測にあたっては、二酸化窒素と同時に一	
	酸化窒素濃度も対象とすること。	
	イ複数の影響要因の重合による評価	大気質の予測地点は、建設機械の稼働と資
	大気質の測定は、建設機械の稼働と資材	材運搬等の車両の走行のそれぞれの最大影響
	運搬等の車両の走行が最大となるときを	を踏まえて、工事の最盛期を想定して設定し
	想定し、かつ両方同時に稼働している場合	ました。工事中の大気質については、建設機械
	の最大値を考慮すること。	の稼働と資材運搬等車両の走行がそれぞれ最
		大となる時期を想定して予測評価を行いまし
		た。また、両方同時に稼働している場合の最大
		値についても予測評価を行いました。(準備書
<u></u> 騒音	ア 建設機械の稼働に伴う騒音の評価	p10.1-26~28, p10.1-46~48, p10.1-55) 環境影響評価法に基づく基本的事項におい
海宝 百	プー達取機械の修働に伴り騒音の評価   堤体等の工事(掘削含む)の建設工事用	環境影響評価伝に基づく基本的事項におい   て、工事の実施に当たって長期間にわたり影
	機械の稼働に伴う騒音について、環境影	響を受けるおそれのある環境要素に関する環
	機械の修働に伴り離音について、環境影   響評価法に基づく基本的事項に、選定項	管を受けるねてれのめる環境安系に関する環   境基準が定められている場合には当該環境基
	日に係る環境要素に関する基準又は目標	進との整合性を検討することとされておりま
	お設定されている場合は、それについて	すが、本事業において保全対象施設に影響を
	一検討されるものとなっていることから、	9 が、本事業において保主対象施設に影響を     及ぼすと考えられる仕切堤工事は長期間に及
	環境基準で評価すること。	ばないため、騒音規制法に基づき評価を行い
	水が益子で川岬1 3~~。	ました。(準備書 p2-8, p10. 2-37~39)
		み U/C0 (干/用目 P2 U, P1U, 2 U1 UU)

表 6-2(2) 市長の意見と事業者の見解(調査方法)

項目	市長の意見	事業者の見解
騒音	イ 学校環境衛生基準	建設機械の稼働に伴う騒音については、事
	建設工事用機械の稼働に伴う騒音につ	業実施区域近傍に存在する学校(浦和北高校、
	いて、長期間の事業になるため、事業地周	大宮武蔵野高校) において、学校保健安全法に
	辺の学校について、学校保健安全法に基づ	基づく学校環境衛生基準に基づき予測評価を
	く学校環境衛生基準に基づいて評価する	行いました。(準備書 p10.2-37~39)
	こと。	
	ウ 予測・評価	騒音の予測地点及び予測時期は、建設機械
	長期間の事業になることから、騒音の測	の稼働と資材運搬等の車両の走行のそれぞれ
	定については、最盛期を設定するととも	の最大影響を踏まえて、工事の最盛期を想定
	に、測定時期を振り分け、車両の走行が集	して設定しました。
	中するルート等を十分勘案の上、予測及び	資材運搬等の車両の走行に伴う騒音につい
	評価すること。	ては、資材運搬等の車両の走行ルートにおけ
		る現況の交通量や騒音の状況等を踏まえて予
		測評価を行いました。(準備書 p10.2-30~
		36, p10. 2-40~41)
水質・	ア 水質への影響	調節池の運用において、本川の水位低下に
水象	越流堤を越えて調節池に流れ込む水は、	合わせて水位を低下させることから、池内の
	水面付近の水のため、水よりも比重の小さ	水の滞留時間が現況と大きく変化することは
	い無機および有機物 (浮遊物) が大量に流	想定しておらず、池内に存在する有機物量が
	れ込み、さらに排水の際は貯留されていた	大幅に増加すること (アオコの発生等) は想定
	期間に増加した有機物が川に流れ出すこ	されないため、排水時に荒川本川に流れ出る
	とが考えられる。それらの有機物の処理や	有機物の量としては、現況と供用後で減少あ
	影響についても検討すること。	るいは変わらないと考えます。
	イ 予測・評価	水質・水象については、築堤高さ、冠水状況
	水質・水象の予測評価においては、築堤	の変化、調節池の運用方法を踏まえて予測評
	高さ、冠水状況の変化、調節池の運用方法	価を行いました。(準備書 p10.5-35~39)
	を考慮すること。	
動物·	ア 生態系の変化	生態系については、土地利用の変化及び冠
植物・	調節池の建設により、囲繞堤の築堤、土	水状況の変化を踏まえて予測評価を行いまし
生態系	地利用の変化及び冠水状況の変化が生じ	た。(準備書 p10.6-49~51, p10.8-9~17)
	ることから、川と高水敷を利用している生	
	態系への影響を加味し、予測及び評価を行	
	うこと。また、囲繞堤の高さと生態系に与	
	える影響の関係を調査するとよい。	
	イ 動物・植物・生態系への影響	動物・植物・生態系について、第一調節池事
	第一調節池事業の実施状況を踏まえ、	業実施後の環境変化等を踏まえて予測評価を
	事業実施による動物・植物・生態系への影	行いました。(準備書 p3-172~176)
	響を考慮すること。	
自然と	自然とのふれあいの場として利用して	自然とのふれあいの場については、利用者
のふれ	いる関係者と意見交換等を行い、工事の実	及び地域住民へのアンケート調査により自然
あいの	施に伴う自然とのふれあいの場への交通	とのふれあいの場の利用状況を踏まえて予測
場	手段への影響や交通手段の阻害の程度な	評価を行いました。(準備書 p10.10-1~
	どを考慮して、予測及び評価を行うこと。	12, p10. 10-14~20)
地域	地域交通の評価方法について、交通安全	地域交通の評価方法について、準備書に明
交通	に関する評価については定性的な評価に	記しました。 (準備書 p10.15-51~52)
	なる場合であっても明記すること。	

### 第7章 環境影響評価項目の選定

#### 7.1 調査項目

#### 7.1.1 環境影響評価要因の把握

「第2章 対象事業の名称、目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に 影響を及ぼすおそれのある要因(以下「環境影響要因」という。)を抽出した。

工事中における環境影響要因は、「建設機械の稼働」、「資材運搬等の車両の走行」、「堤体等の工事(掘削含む)」、「工事用道路等の設置工事」が、供用開始後における環境影響要因は、「調節池の存在・供用」、「放水」があげられる。

なお、本事業の実施に伴う環境影響要因について、工事中に道路の付替を実施しないことから、工事中における環境影響要因として「道路の付替工事」は抽出しない。また、供用後において、堤体は調節池の一部に含めて扱うこと、また、付替道路が存在しないことから、供用後における環境影響要因として、「堤体の存在」、「付替道路の存在・供用」は抽出しない。

本事業の実施に伴う環境影響要因は、表 7-1 に示すとおりである。

環境影響要因	環境影響を及ぼ す時期	環境影響要因 の区分	環境影響要因の詳細
調節池の建設	工事中	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 堤体等の工事(掘削含む) 工事用道路等の設置工事
	供用開始時	存在・供用	調節池の存在・供用 放水

表 7-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

#### 7.1.2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況、対象事業の該当地域を勘案し、「さいたま市環境影響評価技術指針」(平成28年10月さいたま市)に示す「(2)放水路又は堰の建設 (20)調節池の設置」事業の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

選定した項目は、表 7-2 に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通の 15 項目を選定した。

表 7-2 環境影響評価の項目

			<b>双 / 2</b>		I	.事		存在	• 供用
	環境影響評価要因					( 堤体	工事用	池貯水水	±l+
環境影響評価	5の項目			建設機械の稼働	車両の走行資材運搬等の	(掘削含む)	設置工事の出事の	在・供用節	放水
71130/1/2		一酸化窑麦	又は窒素酸化物	(19)			0)	用即	
			文は硫黄酸化物	U 101	U 101				
	大気質								
	八八員		炭化水素		0.101	- I-1	0.101		
		粉じん	る有害物質等						
	騒音・低周波	スメ 負に 所 騒音	(公代日初貝寸						
	音	低周波音							
	振動	振動	Tre tre as North-Free treatment and the state of the stat						
			生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					○ [×]	
環境の良好な 状態の保持を			<ul><li>浮遊物質量</li><li>窒素及び燐</li></ul>					$\bigcirc$ [ $\times$ ]	
状態の保持を 旨として調		公共用水	水温					$\bigcirc$ [×]	$\bigcirc$ [ $\times$ ]
査、予測及び		域の水質	水素イオン濃度						
評価されるべ	水質		溶存酸素量					$\bigcirc$ (×)	
き項目			その他の生活環境項目 健康項目等						
			強熱減量						
		底質	過マンガン酸カリウムによる酸素消費量						
			底質に係る有害物質等						
		地下水の 水質	地下水の水質に係る有害項目			- 101		- 101	- 101
			金、流速及び水位						
	水象	退泉及び鉱	位及び水脈 - 泉						
			、堰等の施設					(O)	
		土地の安定性				$\bigcirc$ [ $\times$ ]			
生物の多様性	動物	保全すべき	種						
の確保及び自 然環境の体系		保全すべき	種						
的保全を旨と	植物	保全すべき	植生及び群落						$\triangle$ [ $\times$ ]
して調査、予		緑の量							
測及び評価さ	生態系	1	付ける生態系			^ <b>[</b>			^ <b>[</b> @]
れるべき項目 人と自然との		- ** - ** **	自然的景観及び歴史的景観資源)						
豊かなふれあ	景観	眺望景観	□ MEJ 水 则 入 ▽ 正 入 E J 示 则 戻 I/小/						$\bigcirc$ [ $\times$ ]
いの確保及び	自然との	白鉄とのよ	れあいの場	^ [@]		^ <b>[</b> @]	^ [@]		
快適な生活環 境の保全を旨	ふれあいの場								
見い休宝を日として調査・		指定文化財	指定文化財等						
予測及び評価	史跡・	1.00 ± 1.							
されるべき項	文化財	埋蔵文化財							
目 一		廃棄物							
環境への負荷 の量の程度に	廃棄物等	発来物 残土	残土 雨水及び処理水						
より予測及び	20/14/14								
評価されるべ	呼価されるべ 温室効果ガス 温室効果ガス								
き項目	等	オゾン層破		A [C]	A [C]	^ <b>[</b>	A [C]	^ <b>[</b>	
人の生活の豊 かさに関して	コミュニティ	コミュニテ							
予測及び評価	地域交通	日期単父進バス等の公							
されるべき項			<ul><li>ハス寺の公共父通</li><li>歩行者・自転車交通</li></ul>						
目	古君培影郷証品			<u> </u>					

注)・さいたま市環境影響評価技術指針より ○:標準的に選定する項目 △:事業特性、地域特性により選定する項目

<sup>・【 】</sup>書き:本事業における選定の有無 ◎: 選定した項目、×:選定しなかった項目

## 7.2 調査、予測及び評価方法

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現地調査を行った大気質、騒音・低周波音、振動、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、地域 交通の調査、予測内容は表 7-3 に示すとおりである。

表 7-3(1) 調査、予測内容等

双 / 3(1) 嗣重、 / 例内台寺						
1 6 55	調査項目	調査内容	予測項目	予測方法		
大気質	•一般環境: 窒素酸化物(一酸 化窒素、二酸化 窒素)、浮遊粒子 状物質	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びそ の周辺2地点、7日 間連続×4季)	工事中 ・建設機械の稼働に 伴う大気質濃度の 変化の程度	・大気の拡散式(プルーム式及びパフ式)を用いて年平均濃度を予測		
	・一般環境: 粉じん		工事中 ・堤体等の工事(掘削 含む)及び工事用道 路等の設置工事に 伴う大気質の飛 散・降下の程度	・経験式を用いて季節別 の降下ばいじん量を予 測		
	·沿道環境: 窒素酸化物(一酸 化窒素、二酸化 窒素)、浮遊粒子 状物質	・既存資料調査 ・現地調査 (資材運搬等の車両の 走行ルート及びその 周辺4地点、7日間	工事中 ・資材運搬等の車両 の走行に伴う大気 質濃度の変化の程 度	・大気の拡散式(プルー ム式及びパフ式)を用 いて年平均濃度を予測		
	・沿道環境: 粉じん	連続×4 季)		・経験式を用いて季節別 の降下ばいじん量を予 測		
	・気象(風向・風 速、気温、日射 量、放射収支 量)	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びそ の周辺2地点、1年 間連続)				
騒音・ 低周波 音	・一般環境騒音 ・地形・地物	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びそ の周辺5地点、平日 の1回、24時間)	工事中 ・建設機械の稼働に 伴う騒音の変化の 程度	・音の伝搬理論に基づく 予測式を用いて建設機 械の稼働時の騒音レベ ルを予測		
	・道路交通騒音 ・交通量 ・道路の構造	・既存資料調査 ・現地調査 (資材運搬等の車両の 走行ルート及びその 周辺 13 地点、平日の 1 回、24 時間)	工事中 ・資材運搬等の車両 の走行に伴う騒音 の変化の程度	<ul><li>道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model2018)を用いて工事用車両の走行時の等価騒音レベルを予測</li></ul>		
振動	・一般環境振動 ・地質・地盤	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及びそ の周辺3地点、平日 の1回、24時間)	工事中 ・建設機械の稼働に 伴う振動の変化の 程度	・振動の伝搬理論に基づ く予測式を用いて建設 機械の稼働時の振動レ ベルを予測		
	・道路交通振動 ・地盤卓越振動数	・既存資料調査 ・現地調査 (資材運搬等の車両の 走行ルート及びその 周辺 13 地点、平日の 1 回、24 時間)	工事中 ・資材運搬等の車両 の走行に伴う振動 の変化の程度	・予測式を用いて建設機 械の稼働時の振動レベ ルを予測		

表 7-3(2) 調査、予測内容等

		表 /-3(2)		
	調査項目	調査内容	予測項目	予測方法
水質	<ul><li>・公共用水域の 水質: 生活環境項目 健康項目 ダイオキシン類</li><li>・土質特性</li><li>・降水量</li></ul>	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及び その周辺並びに下 流の笹目橋までの 荒川、平常時7地 点1~2回/2ヶ月、 出水時2地点1回)	工事中 ・堤体等の工事(掘削含む)及 び工事用道路等の設置工事 に伴う浮遊物質量の変化の 程度 ・堤体等の工事(掘削含む)に 伴う水素イオン濃度の変化 の程度 存在・供用 ・放水に伴う浮遊物質量の変化の程度	・施工計画及び環境保 全措置の内容を考慮 し、完全混合式を用 いて定量的に予測
水象	・河川等の流 量、流速、水位	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及び その周辺並びに下 流の笹目橋までの 荒川、平常時7地 点1~2回/2ヶ月、 出水時2地点1回)	工事中 ・堤体等の工事(掘削含む)に 伴う河川等の流量及び水位 の変化の程度 存在・供用 ・調節池の存在・供用及び放 水に伴う河川等の流量及び 水位の変化の程度	・既往調査結果を基 に、水位の影響範囲 と変化量を予測 ・既存の植生調査結果 や工事計画をもとに 土地利用状況を把握 し、定量的に流出係 数を設定した上で流 量・水位を予測
	<ul><li>・地下水の水位 及び水脈</li><li>・降水量</li><li>・地形・地質及 び植生の状況</li><li>・堤防、水門、 堰等の施設の分 布</li></ul>	・既存資料調査 ・既存資料調査 ・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及び	存在・供用 ・調節池の存在・供用に伴う 地下水の水位の変化の程度 及び地下水脈の分断のおそれ 存在・供用 ・調節池の存在・供用に伴う 堤防、水門、堰等の施設へ	・既往調査結果をもとに、三次元地下水流動解析を用いて水位の影響範囲と変化量を予測・既存知見に基づく推定により定性的に予測
動物	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	その周辺、春季~ 秋季に1回) ・既本に1回) ・現地調査 ・現地実施区域及び その囲並が200mの 範囲ががが生でである。 でののでは想でである。 を知るのでである。 を知るのでは、 を知るのでである。 を知るのでは、 でもいるでもいるでは、 でもいるでもいるでもいるでもいるでもいるでもいるでもいるでもいるでもいるでもいる	の影響の程度  工事中 ・堤エ事(掘削設を含せ、	・事業計画、高いのでは、おります。または、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

表 7-3(3) 調査、予測内容等

植物	調査項目 ・種及び植物相の特徴・植生のするではです。 ・程子では、 ・保存では、 ・保存のでは、 ・保存のでは、 ・保存のでは、 ・保存のでは、 ・保存のでは、 ・保存のでは、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・では、 ・	調査内容 ・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及び その周辺約 200m の 範囲並びに地下水 への影響が想定さ れる範囲、1季~4 季)	予測項目 工事中 ・堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う保全すべき種、植生及び群落の生育地の改変の程度 ・堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の上の流過等にが変変をでは、大きる場合では、大きをできる。	予測方法 ・事業計画へ合わった。 事業計画を持足にの事はをといりである。 事業をおりませる。 事業をおりませる。 事業をといりである。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また。 また
			地下水位の変化による生育 環境への影響の程度 ・調節池からの放水に伴う濁 水の流出による生育環境へ の影響の程度	
	・緑の量	・現地調査 (事業実施区域及び その周辺約 200m の 範囲並びに地下水 への影響が想定さ れる範囲、1 季)	存在・供用 ・調節池の存在・供用に伴う 緑の量の変化の程度	・事業計画、調査結果 等の重ね合わせによ る推定、類似事例、 科学的知見又は学識 経験者の意見等をも とに推定することに より予測

表 7-3(4) 調査、予測内容等

		<b>我 / 3(4)</b>	<b>孙且、广州内谷守</b>	
	調査項目	調査内容	予測項目	予測方法
生	・環境単位の区	・既存資料調査	工事中	・事業計画、調査結果
態	分の設定	・現地調査	・堤体等の工事(掘削含む)及	等の重ね合わせによ
系	環境単位区分	(「動物」「植物」	び工事用道路等の設置工事	る推定、類似事例、
	種構成	に準じる。)	に伴う環境単位の区分、着	科学的知見又は学識
	相互関係及び周		目種の生息・生育地の改変	経験者の意見等をも
	辺環境との関係		の程度	とに推定することに
	・着目種の抽出		<ul><li>建設機械の稼働及び資材運</li></ul>	より予測
	上位性		搬等の車両の走行に伴う騒	・「騒音・低周波
	典型性		音による着目種の生息環境	音」、「水質」、
	特殊性		への影響の程度	「水象」、「動
	<ul><li>・着目種の生態</li></ul>		・堤体等の工事(掘削含む)及	物」、「植物」の予
	・着目種と関係		び工事用道路等の設置工事	測結果、類似事例、
	種との関係		に伴う濁水及びアルカリ排	科学的知見又は学識
	<ul><li>・着目種及び関</li></ul>		水の流出等による着目種の	経験者の意見等をも
	係する種の生		生息・生育環境への影響の	とに推定することに
	息・生育環境を		程度	より予測
	規定する非生物		存在・供用	
	環境		・調節池の存在・供用に伴う	
			環境単位の区分、着目種の	
			生息・生育地の改変の程度	
			・調節池の存在・供用に伴う	
			河川の冠水頻度の変化によ	
			る着目種の生息・生育環境	
			への影響の程度	
			・調節池の存在・供用に伴う	
			地下水位の変化による着目	
			種の生息・生育環境への影	
			響の程度	
			・調節池からの放水に伴う濁	
			水の流出による着目種の生	
			息・生育環境への影響の程	
			度	
				-

表 7-3(5) 調査、予測内容等

	調査項目	調査内容	予測項目	予測方法
景観	·景観資源 自然的景観資源 歴史的景観資源	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及 びその周辺約	存在・供用 ・調節池の存在・供用に伴 う景観資源の消滅のおそ れの有無又は改変の程度	・事業計画、調査結果等 の重ね合わせから推定 する方法により予測
	・主要な眺望景 観 眺望の構成要素 ・主要な眺望地 点 眺望地点の位置	1.5km の範囲、4 季)	存在・供用 ・調節池の存在・供用に伴 う眺望景観の変化の程度	・現況の景観写真をもと に、フォトモンタージ ュの作成により予測
自然とのかいの場	<ul><li>・自然とのふれ あいの場の環境</li><li>・自然とのふり ・自然との場の利用 状況</li><li>・自然とのふれ あいの場の交通</li><li>手段</li></ul>	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及 びその周辺約 1.5kmの範囲、4 季)	工事中 ・建設機械の稼働、堤体等 の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に 伴う自然とのふれあい程 場の利用環境の変化の程 度 ・資材運搬等の車両の走行 に伴う自然とのふの有無及びその の場への交通手段のであい の場をれの有無及びその 程度 存在・供用 ・調節池の存在・供用に伴 う自然とのふれの有無又 は改変の程度	・「「ない」」 ・「「ない」」 ・「「ない」」 ・「「ない」」 ・「「ない」」 ・「「ない」」 ・「「ない」」 ・「「ない」」 ・「大周の予かれない。 の資子のから、、、というのでは、、、というのでは、、、というのでは、、、というのでは、、、というのでは、、、というのでは、、、というのでは、、、というのでは、、、というのでは、いいいうのでは、いいいうのでは、いいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい
史跡・文化財	・指定文化財等 の分布 ・指定文化財等 の特徴及び雰囲 気を構成してい る要素 ・人と指定文化 財等との関わり	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域及 びその周辺約 1.5kmの範囲、1 回)	存在・供用 ・調節池の存在・供用に伴 う指定文化財等への影響 の程度 ・調節池の存在・供用に伴 う指定文化財等の周辺環 境及び利用環境の変化の 程度	・事業計画と指定文化財等の位置図の変の程度を予測・「植物」の予測結果を ・事業がでいる。 ・事業計画と指定文化財等の ではの変のの程度を ・下ができる。 ・でができる。 ・でがでがでができる。 ・でがでができる。 ・でがでができる。 ・でがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでがでが
	・埋蔵文化財包 蔵地の範囲、現 況等 ・埋蔵文化財の 種類、価値等	・既存資料調査	存在・供用 ・調節池の存在・供用に伴 う埋蔵文化財包蔵地の改 変の程度	・事業計画と埋蔵文化財 包蔵地の位置図の重ね 合わせにより改変の程 度を予測
廃棄物等	・廃棄物等に係 る公的な計画の名 有無とその内理施 ・廃棄物整備状況 ・廃棄物等の排 出抑制、再使用 及び再生利用の 取組等	・既存資料調査	工事中 ・堤体等の工事及び工事用 道路等の設置工事の実施 に伴い発生する廃棄物 ・堤体等の工事(掘削含む) 及び工事用道路等の設置 工事の実施に伴い発生す る残土	・工事計画(掘削、樹木 の伐採等)に基類の 乗物の排出量及び処理 と、、再使用及び出地 制、の状況の も、、再使用及び出り 用の状況の が出事計画(切土、盛 ・工事・掘削等)に基び処理 大法、、再使用及び出り ・工、の で、の で、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、の 、

表 7-3(6) 調査、予測内容等

	調査項目	調査内容	予測項目	予測方法
温室効果ガス等	・地域における温 室効果ガス排出 抑制の取組状況	・既存資料調査	工事中 ・建設機械の稼働に伴う温室効果ガス ・資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス	・排出量は、建設機械の 稼働状況、資材運搬等 の車両の走行状況及ご それらの燃料使用量に 基づき、地球温暖化原 数と温室効果ガス温室が 単位を用いて、温室す 平ガスの排出量をする て二酸化炭素排出量に 換算して算出し、予測
コニティ	<ul><li>・コミュニティ施</li><li>・コミュニティーカー</li><li>・コミュニティーカーカー・カーカーカーカー・カーカー カーカー カーカー カーカー カーカー</li></ul>	・既存資料調査	工事中 ・建設機械の稼働、堤体等 の工事(掘削含む)及び工 事用道路等の設置工事の 実施に伴うコミュニティ 施設等の有する機能の変 化の程度 ・資材運搬等の車両の走行 に伴うコミュニティ施設 等までの利用経路への影響 存在・供用 ・調節池の存在・供用に伴 うコミュニティ施設等 存在・供用	・ 「周辺の で で で で で で で で で で と で で と で で と で で と で で と で で と で で と
地域交通	・自動車交通、バス等の公共交通 又は歩行者・自転車交通 交差点方向別交 通量 渋滞長 信号現示	・既存資料調査 ・現地調査 (事業実施区域 及びその周辺、 資材運搬等の車 両の走行ルート 上の地点、平日 の1回)	工事中 ・資材運搬等の車両の走行 に伴う交通量・交通流の 変化の程度	・交通量及 で通量関係 で通過期 で通過期 で通過期 で通過期 での通過による でのでのででででででででででででででででででででででででででででででででで
	<ul><li>・道路の状況</li><li>道路の分布</li><li>交通経路の実態</li><li>道路の構造</li><li>・交通安全対策の</li><li>状況</li><li>・交通事故の状況</li></ul>	<ul><li>・既存資料調査</li><li>・現地調査</li><li>(1回)</li></ul>	・資材運搬等の車両の走行 に伴う交通安全の変化の 程度	・交通量・交通流の予測 結果、対象道路の交通 安全対策の状況、環境 保全措置等に基づき、 歩行者、自転車に対す る交通安全への影響を 定性的に予測
	・バス路線、バス 本数、バス走行 時間の状況	・既存資料調査	・資材運搬等の車両の走行 に伴うバス走行時間の変 化の程度	・交通量・交通流の予測 結果に基づき、バス走 行時間への影響を定性 的に予測

# 第8章 予測・評価結果等の概要

環境影響評価の結果は表 8-1 に、予測地点等の図面は図 8-1 に示すとおりである。

表 8-1(1) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質	<建設機械の稼働> 【二酸化窒素】 南畑新田地区 (S-5) 最大0.01296ppm (年平 均値) 【浮遊粒子状物質】 南畑新田地区 (S-5) 最大0.02010mg/m³ (年 平均値)	・排出ガス対策型建設 機械を採用する。 ・効率的な工事工程を 検討し、建設機械の 集中稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負 荷運転の抑制、アイ ドリングストップ等) に努める。	◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 ◆基準、目標等との整合 評価の基準を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 【二酸化窒素(年間98%値)】 予測結果(最大) < 評価の基準 0.027ppm 0.04~0.06ppm 【浮遊粒子状物質(年間2%除外値)】 予測結果(最大) < 評価の基準 0.047mg/m³ 0.10mg/m³
<b>状物質)</b>	〈資材運搬等の車両の走行〉 【二酸化窒素】 羽根倉橋東交差点付近① 南側(R-1) 最大0.01452ppm(年平均値) 【浮遊粒子状物質】 羽根倉橋東交差点付近① 南側(R-1) 最大0.02013mg/m³(年平均値)	<ul> <li>・規制速度での走行やアイドリングストップなどの適切な運転指導を徹底する。</li> <li>・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。</li> </ul>	◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 ◆基準、目標等との整合 評価の基準を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 【二酸化窒素(年間98%値)】 予測結果(最大) < 評価の基準 0.029ppm 0.04~0.06ppm 【浮遊粒子状物質(年間2%除外値)】 予測結果(最大) < 評価の基準 0.047mg/m³ 0.10mg/m³
大気質(粉じん)	<資材運搬等の車両の走行> 【粉じん】 羽根倉橋東交差点付近② 西側(秋季) (R-2) 最大5.93t/km²/月	・工事区域の出口において工事用車両のタイヤの洗浄を行う。	◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 ◆基準、目標等との整合 評価の基準の参考値を下回っており、 基準との整合は図られていると評価する。 【粉じん】 予測結果(最大) < 評価の基準 5.93t/km²/月 10t/km²/月
	<堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事> 【粉じん】 飯田新田地区(秋季)(S-6) 最大0.62t/km²/月	<ul><li>・必要に応じてシート 被覆等の飛散防止対 策を行う。</li><li>・必要に応じて土工事 等において散水を行 う。</li><li>・効率的な工事工程を 検討し、建設機械の 集中稼働を避ける。</li></ul>	◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 ◆基準、目標等との整合 評価の基準の参考値を下回っており、 基準との整合は図られていると評価する。 【粉じん】 予測結果(最大) < 評価の基準 0.62t/km²/月 10t/km²/月

表8-1(2) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
騒音	<建設機械の稼働> 【敷地境界】 羽根倉橋付近 (S-1) 最大77dB 【配慮施設位置】 大宮武蔵野高校 (S-3) 最大55dB	・低騒音型建設機械を採用する。 ・原則と日曜ける。 ・原則と日曜ける。 日本は野のの間、日本のでのでは、 日本は一名のでは、 日本は一名のでは、 日本でのでは、 日本でのでは、 日本でのでは、 日本でのでは、 日本でのでは、 日本でのでは、 日本でのでは、 日本でのでは、 日本でのできる。 日本では、 日本でのできる。 日本できる。 日本できる 日本でも 日本でも 日本でも 日本でも 日本でも 日本でも 日本でも 日本でも	◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内でできる限 り低減が図られていると評価する。 ◆基準、目標等との整合 評価の基準を下回っており、基準との整合 は図られていると評価する。 ・建設機械の稼働(敷地境界) 予測結果(最大) <評価の基準 77dB 85dB(騒音規制法) ・建設機械の稼働(配慮施設) 予測結果(最大) <評価の基準 55dB 55dB(学校環境衛生
	<資材運搬等の車両 の走行> 羽根倉橋東交差点 付近①(沿道北側) (R-1) 69dB	・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。	基準) ・資材運搬等の車両の走行 予測結果(最大)<評価の基準 69dB 70dB(環境基準)
振動	<建設機械の稼働> 【敷地境界】 羽根倉橋付近 (S-1) 最大56dB 【配慮施設位置】 いずれも 25dB未満	・低振動型建設機械の採用に野める。 ・原則と日曜ける。 ・原則と日曜けるの間、日曜けの影響の出生での影響のは生産の影響の最小でである。 ・対象を選ばない。 ・対象を選ばる。 ・規制速度での走行やア	◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内でできる限 り低減が図られていると評価する。 ◆基準、目標等との整合 評価の基準を下回っており、基準との整合 は図られていると評価する。 ・建設機械の稼働(敷地境界) 予測結果(最大) < 評価の基準 56dB 75dB(振動規制法*1) ・建設機械の稼働(配慮施設) ・建設機械の稼働(配慮施設)
	< 貸材連搬等の車両 の走行> 羽根倉橋東交差点 付近①(沿道北側) (R-1) 53dB	イドリングストップな ど適切な運転指導を徹 底する。 ・車両の運行管理によ り、車両走行の集中化 を避ける。	予測結果(最大) 評価の基準 25dB未満 なし ・資材運搬等の車両の走行 予測結果(最大) < 評価の基準 53dB 65dB(振動規制法*2)

※1:特定建設作業振動の規制基準※2:道路交通振動の要請限度

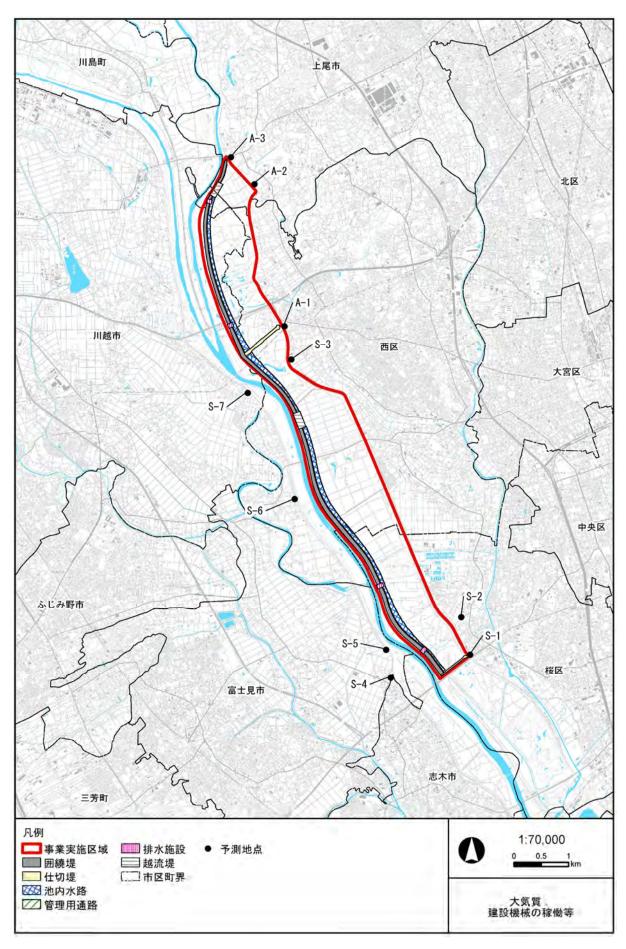


図 8-1(1) 予測地点位置図等(大気質:建設機械の稼働等)

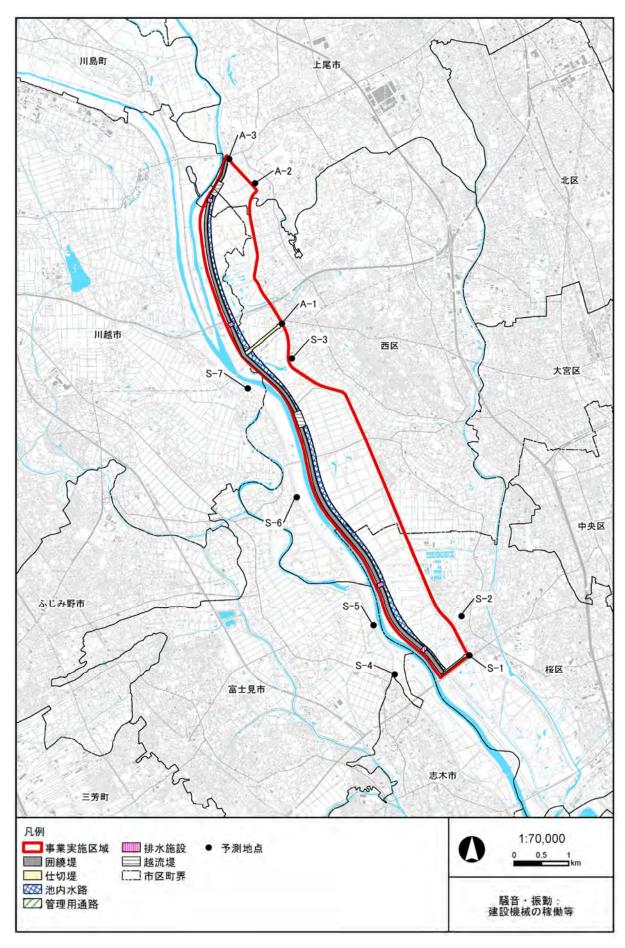


図 8-1(2) 予測地点位置図等(騒音、振動:建設機械の稼働)

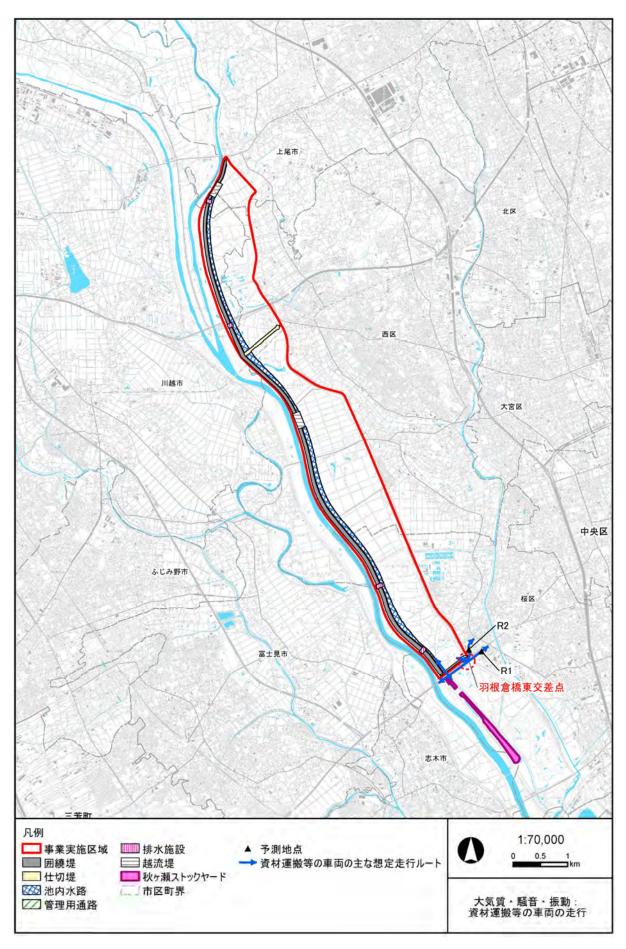


図 8-1(3) 予測地点位置図等(大気質、騒音、振動:資材運搬等の車両の走行)

表8-1(3) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
水質	<工事の実施> 【SS】(環境保全措置 実施時) 羽根倉橋 平均値最大11mg/L 笹目橋 平均値最大12mg/L <工事の実施> 【pH】(環境保全措置 実施時) 羽根倉橋 7.1~8.6	・工事中の降雨に伴い 発生する濁水のSS 度をではない 度をではない に基づい保全に 活条例」に基づで業 指定用する 指定用する 指定用する が表準での がある。 180mg/L以下に がはに排水する。 180mg/L以下に はに排水する。 ・コンクリーる がはに排水である はに排水である 180mg/L以下に がはに非水で がはにがいる。 ・コンクリーで がいるまで がいるまで にの にある には がいる。 ・コンクリーで がいるまで にの にの にが にの にが にが にが にが にが にが にが にが にが にが	◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。 ◆基準又は目標との整合 評価の基準の基準を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 予測結果(平均値最大)<評価の基準 (羽根倉橋)11mg/L A類型:25mg/L以下 (笹目橋) 12mg/L C類型:50mg/L以下
	(本)	る条例」に基づく、 指定土木建設作業に 適用するその他の排 出水の汚染状態に係 る規制基準である 5.8~8.6に処理して から、公共用水域に 排水する。	下限値は環境基準を満足し、上限値は0.1 超過する。ただし、予測結果は現況値7.1 ~8.6から変わらない予測であり、工事の 実施に伴う影響は小さいと評価される。 予測結果(最大) < 評価の基準 7.1~8.6 6.5~8.5

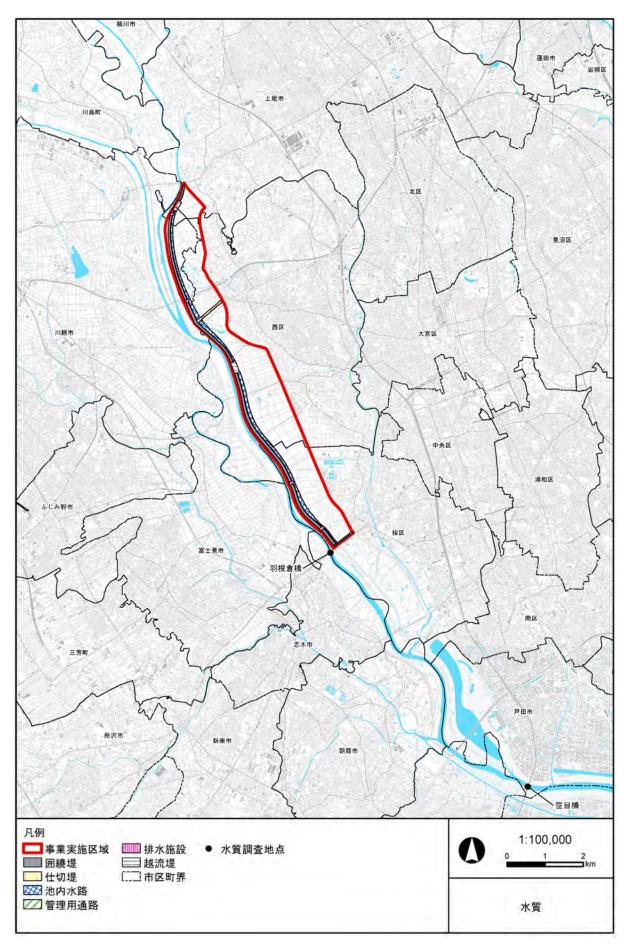


図 8-1(4) 予測地点位置図等(水質)

表8-1(4) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
水象	<工事の実施> 【河川の流量及び水位の変 化】 ・ほとんど変化しないと予 測		◆回避・低減 事業者により実行可能な範囲内ででき る限り低減されていると評価する。
	〈存在・供用〉 【河川の流量及び水位の変化】 ・一洪水における流量の変化り、一洪水における流量の変化り、 別・荒川本川の水位は第二・三調節池の区間(37.2~48.0km)の平均で0.33m程度、最大で0.69m程度と昇するが、影響は小さと予測・事業流速がし、とではいきないと予測・事業にはの、8m/s程度低下し、別の、8m/s程度によいと予測・存在・供用〉	・地下水位のモニタリ	
	【地下水位の変化の程度】 ・池内水路の掘削により、 事業実施区域及びその周 辺で地下水位は低下する が、低下量は過去の変動 幅に収まっており、地下 水の水位の変化の程度は 小さいと予測	ングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。	
	<存在・供用> 【堤防、水門、堰等の施設への影響】 ・河川の流量及び水位の変化は小さいと予測されたことから、施設への影響は小さいと予測	_	

表 8-1(5) 環境影響評価の結果

項日	晋倍影郷	<b>晋</b>	証価の結里
項動物	環境影響  「連接では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	環境保全措置 ・湿境保全措置 ・湿境保全情態の自然です。 ・湿りのにでする。 ・低る。 ・強をを検験を変し、 ・強をを検験を変し、 ・強をを検験を変し、 ・変をを検験を変し、 ・変をを使い、 ・変をを使い、 ・変をを使い、 ・変をを使い、 ・変をを使い、 ・変をを使い、 ・変をを使い、 ・変をを使い、 ・変をを使い、 ・変をを変し、 ・変をを表し、 ・変をを使い、 ・変をを表し、 ・変をを表し、 ・変をを表し、 ・変をを表し、 ・変をを表し、 ・変をを表し、 ・変を表し、 ・	評価の結果 ◆回避・結果、となっては減更のは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では
	<存在・供用> 【冠水頻度】・対象となる種の確認なし ・対象となる種の確認なし ・存在・供用> 【地門> 【地響がであいるでであり、一部でのがであり、分のでは、影響はでは、影響はでは、影響はいるとをできない。 (存在・供用)であるととか、別では、といとのでは、といとでいるできないといいといい。	に処理してから、公共用水域に排水する。  ・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、重要な種への影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。	

表 8-1(6) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
植物(保全す	<直接改変> ・ノニガナの生育個体の多くが改変される可能性があると予測	・改変区域内にあるノニガナの生育地の改変を回避する。 ・湿地環境等の自然豊かな環境の創出について、必要に応じて検討を行う。	◆回避・低減 予測の結果、本事業では直接改変 によりノニガナに影響があると予 測されたが、環境保全措置を行う ことで、影響の回避に努める。 また、地下水位の低下により、生
全すべき種及び群落)	<工事の実施> 【濁水、アルカリ排水】 ・水質の環境保全措置を実施することにより影響は小さいと予測	・工事で、 ・工事で、 ・工事で、 ・工事で、 ・工事で、 ・工事で、 ・工事で、 ・工事で、 ・工事で、 ・工事で、 ・工事で、 ・工事で、 ・工事で、 ・工事に、 ・工。 ・工。 ・工。 ・工。 ・工。 ・工。 ・工。 ・工。	育環境への影響が生じる可能性が あると予測されたが、環境保全 置を行うことで、植物への影響の 低減に努める。 以上のことから、工事の実施及び 土地又は工作物の存在・供用及び 放水に伴う植物への影響は、で 放水に伴うで変に 者により実行可能な範囲内でと評価 する。
	<存在・供用> 【冠水頻度】 ・対象となる種の確認なし	_	
	<存在・供用> 【地下水位の低下】 ・影響が及び範囲は一部の 地域であり、生育地が周 囲に広く分布することか ら、影響は小さいと予測	・地下水位のモニタリング を行い、その結果を踏ま え必要に応じて専門家に 相談し、植物の生育環境 への影響が確認された場 合には、必要な対策を検 討する。	
	<存在・供用> 【放水に伴う濁水の流出】 ・放水される濁水のSS量は 流入時とほとんど変わら ないことから、影響は小 さいと予測	_	
植物(緑の量)	<直接改変> ・緑被率、緑視率のいずれ も影響は小さいと予測	_	◆回避・低減 予測の結果、土地又は工作物の存在・供用に伴う緑の量への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 ◆基準又は目標との整合評価の基準の目標値を上回っており、基準との整合は図られていると評価する。 供用後の緑被率 >評価の基準**1 40% >評価の基準**1

※1:「さいたま市緑の基本計画(改訂版)」→公共公益施設については敷地の25%以上の緑化に努める。

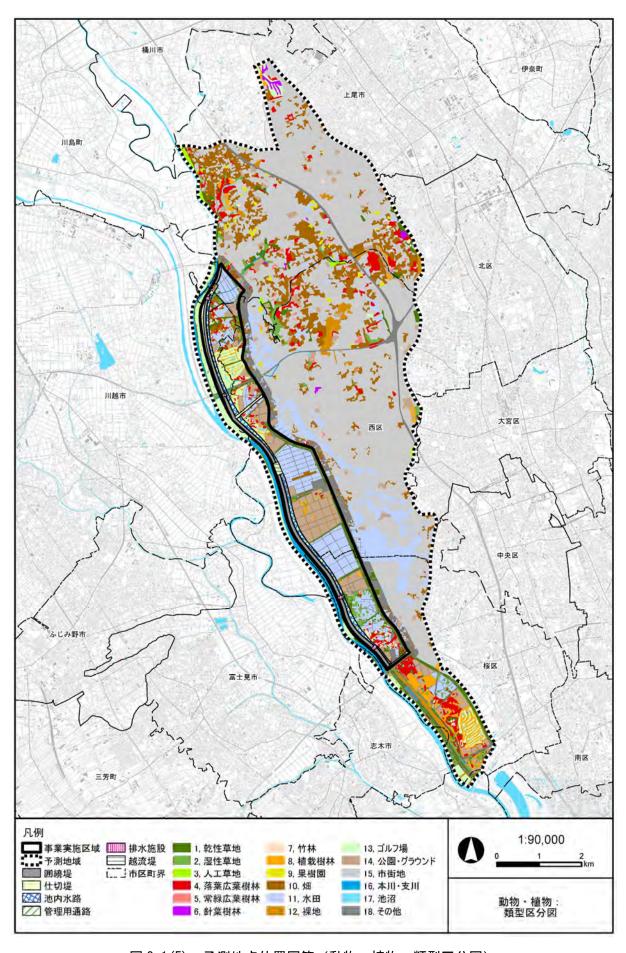


図 8-1(5) 予測地点位置図等(動物・植物:類型区分図)

表 8-1(7) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
生態系(	<直接改変> ・環境単位の改変面積の割合は最大11%程度であり、影響は小さいと予測		◆回避・低減 予測の結果、本事業では環境 単位への影響は小さいと予測 されたが、環境保全措置を行
(環境単位)	<存在・供用> 【冠水頻度】 ・影響は小さいと予測 <存在・供用> 【地下水位の低下】 ・影響は小さいと予測	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に 応じて専門家に相談し、環境 単位への影響が確認された場 合には、必要な対策を検討する。	うことで、影響更なる回避・ 低減に努める。 以上のことから、工事の実施 及び土地又は工作物の存在・ 供用に伴う生態系(環境単 位)への影響は、事業者によ り実行可能な範囲内でできる 限り回避・低減が図られてい ると評価する。
生態系(上位性着目種:陸域)	〈直接改変〉 · おおいずの3つがいいずれいずれいずれも、事業のの3つがいいずれらのののでは、事業のののののでは、まれるののののでは、などでは、などでは、などでは、などでは、などでは、などでは、などでは、など	・繁殖活動に影響を与える時期 には、必要に応じて工事を一時中断する。具体的な実施範囲については、 専門家の指導・助言を得ながら対応する。 ・オオタカの繁殖時期おいて、 繁殖状況をモニタリングに 繁殖状況をモニタリンろ忌避の 一時中断を検討する。 ・効率的な工事工程を検討し、 建設機械の集中稼働を避ける。 ・低語音対策型建設機械を採用	◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を 行うことで、生態系(上位性 着目種:陸域)のる。 以上のことから、工事の存在・ 機に努めら、工事の存在・ 世代のことが工作物の上位性着 目種:陸域)へ可能は、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間では、 世間である。
		する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・作業員、工事用車両が営巣地付近に不必要に立ち入らないよう制限する。	

表 8-1(8) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
生態系(上位性着目種:河川域)	<直接改変> ・2つがいのカワセミの営 巣地から半径500mの範囲 の一部が改変されるもの の、直接改変による影響 は小さいと予測	_	◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を行うことで、生態系 位性着目種:河川域)の 影響のことがら、工事の る。 以上のことから、工事のの 上のことから、工作物系 のことが出地(半)が 上の世籍目種:河川はよきで 位性着目事業者にきるいる 影響な範囲が図られている と評価する。
	<工事の実施> 【建設機械の稼働等】 ・騒音により生息環境が変 化する可能性があると予 測	<ul><li>・効率的な工事工程を検討し、 建設機械の集中稼働を避ける。</li><li>・低騒音対策型建設機械を採用する。</li><li>・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。</li></ul>	
	<工事の実施> 【濁水、アルカリ排水】 ・生息地への影響は小さい と予測	・工事中の降雨に伴い発生する 濁水のSS濃度を「さいたま市 生活環境の保全に関する条 例」に基づく、指定土木建設 作業に適用するその他の排出 水の汚染状態に係る規制基準 である180mg/L以下に処理して から、公共用水域に排水す る。 ・コンクリート工事に伴い発生 する濁水のpHを「さいたま 増業であるその(関する条 例」に基づく、指定土木建設 作業に適用するその他の排出 水の汚染状態に係る規制基準 である5.8~8.6に処理して ら、公共用水域に排水する。	
	<存在・供用> 【放水に伴う濁水の流出】 ・放水される濁水のSS量は 流入時とほとんど変わら ないことから、影響は小 さいと予測	<del></del>	

表 8-1(9) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
生態系(	<直接改変> ・改変面積の割合は最大 11%程度であり、影響は 小さいと予測	・必要に応じて湿地環境等の自 然豊かな環境の代償・創出に ついて検討を行う。	◆回避・低減 本事業では、環境保全措置 を行うことで、生態系(典 型性着目種)への影響の回
(典型性着目種)	本事では、「本事では、「本事では、「本事では、「本事では、「本事では、「本事では、「本事では、「本事では、「本事では、「、まず、」」を、「、まず、は、「、まず、でいるでは、「ない。」を、「ないい。」を、「ないい。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ないい。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ないい。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ないい。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ない。」を、「ないい。」を、「ない、」を、「ない、」を、「ない、」を、しい、」を、しい、」を、「ない、」を、「ない、」を、「ない、」を、「ない、」を、「ない、」を、「ない、」を、、」を、、」を、、」を、、、」を、、」を、、、、、、、、、、、、、、	・効率的な対象を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方にの改善に伴い発生するが、で業力に努める。 ・工事中の降雨に伴い発生するで、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	避・低減に努める。 以上のことがは工作物の(典 施及び土地又は工作物の(典 在・供用に伴うへの影響は、電 型性着目よりまであるといるといるといるといる。 国内がある。
	【地下水位の低下】 ・影響が及び範囲は一部の 地域であり、生息環境が 周囲に広く分布すること から、影響は小さいと予 測	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、環境単位への影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。	
	<存在・供用> 【放水に伴う濁水の流出】 ・放水される濁水のSS量は 流入時とほとんど変わら ないことから、影響は小 さいと予測	_	

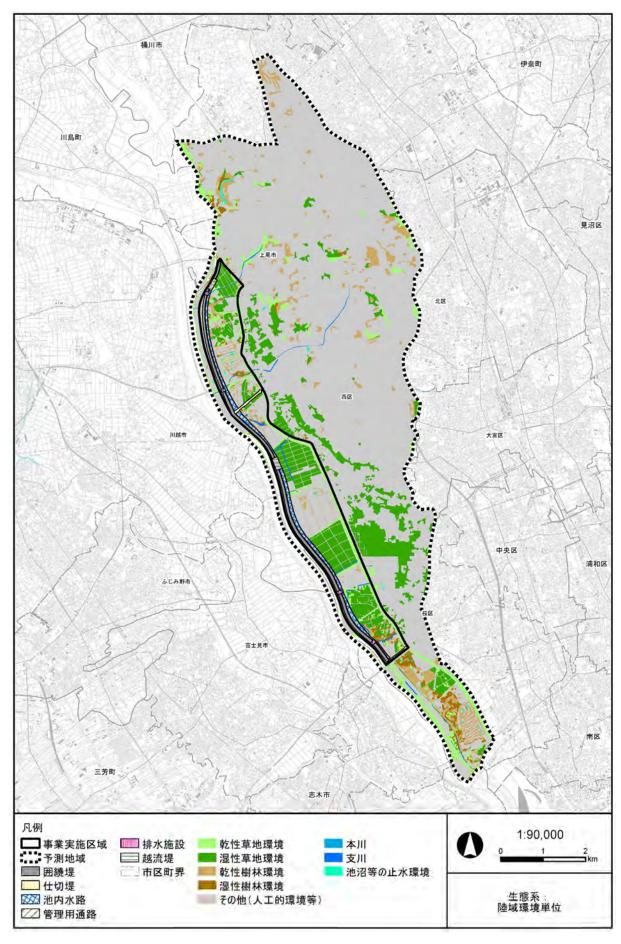


図 8-1(6) 予測地点位置図等(生態系:陸域環境単位)

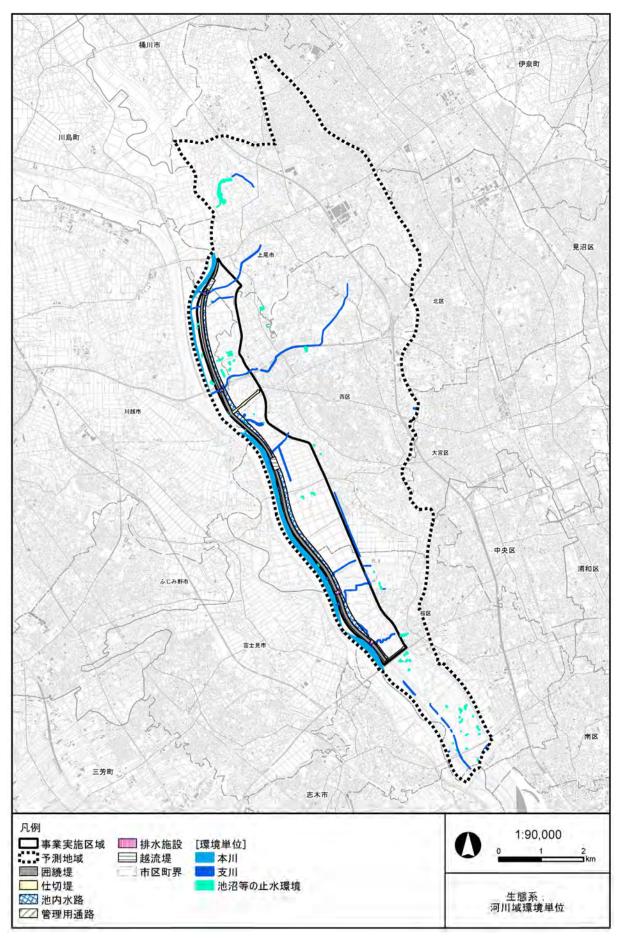


図 8-1(7) 予測地点位置図等(生態系:河川域環境単位)

## 表 8-1(10) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
景観	<存在・供用> 【景観資源】 ・景観資源のうち、畑地、水田の 一部が改変されるが、改変の程 度はわずかであると予測	<u> </u>	◆回避・低減 本事業では、環境保全 措置を行うことで、景 観への影響の低減に 努める。
	<存在・供用> 【主要な眺望景観】 ・羽根倉橋からの眺望景観において仕切堤が、上江橋からの眺望 景観において囲繞堤及び排水施 設が認識され、眺望景観が変化 すると予測	・周辺環境との調和を図るため、 工作物の意匠計画や色彩計画、 緑化計画は自然環境に配慮した ものとする。 ・さいたま市景観色彩ガイドライ ンに記載された内容を踏まえ、 周囲と調和するよう、構造物の 色彩に配慮する。	以上のことから、景観 への影響は、事業者に より実施可能な範囲 内でできる限り低減 が図られていると評 価する。
自然とのふれあいの場	<工事の実施>(利用環境の変化) 【秋ヶ瀬公園】 ・工事の実施に伴う大気質、騒音 及び振動により、利用環境への 影響を及ぼす可能性があると予 測	<ul> <li>・排出る。</li> <li>・排出る。</li> <li>・排出る。</li> <li>・抵騒音型建設機械を採用する。</li> <li>・低騒音性機械を検討する。</li> <li>・依然率機動を避ける。</li> <li>・作力に変が、</li> <li>・作りにのをでは、</li> <li>・作りにののでは、</li> <li>・中のりにはる。</li> <li>・中のりになる。</li> <li>・中ののでは、</li> <li>・中ののでは、</li> <li>・がでいるが、</li> <li>・がでいる。</li> <li>・がいる。</li> <li>・がいる。</li></ul>	◆回避・低減 本書とでは、環境保で、 をは、では、ことである。 なの影響ののでは、 をのからのでは、 をのからのでは、 をのからのでは、 をのからのでは、 をのがでいる。 は、 をのがでいる。 は、 をのがでいる。 は、 をのがでいる。 は、 でいる。 は、 でいる。 は、 でいる。 のいる。 は、 でいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 の
	<工事の実施>(利用環境の変化) 【荒川自転車道】 ・一部区間が改変され、利用できなくなる可能性があると予測 <存在・供用> 【荒川自転車道】 ・一部区間が改変され、消滅すると予測 <工事の実施>(交通手段の阻害) ・影響は小さいと予測	<存在・供用> ・荒川自転車道の代替ルートについて、関係機関と協議を行い、ルートを確保する。	
史跡・文:	<存在・供用> 【指定文化財等への影響の程度】 ・直接改変はされないことから影響はないと予測	_	◆回避・低減 本事業では、環境保全 措置を行うことで、史 跡・文化財への影響の
化財	<存在・供用> 【指定文化財等の周辺環境及び利 用環境の変化の程度】 ・改変区域から離れていることか ら影響は小さいと予測	_	低減に努める。 以上のことから、史 跡・文化財への影響 は、事業者により実施 可能な範囲内ででき
	<存在・供用> 【埋蔵文化財包蔵地の改変の程度】 ・一部が改変されるため、影響が 生じる可能性があると予測	・試掘調査又は工事の実施により 埋蔵文化財が確認された場合に は、埼玉県教育局文化資源課と 文化財保護法に基づく協議を行 い、指導に従うこととする。	る限り低減が図られ ていると評価する。

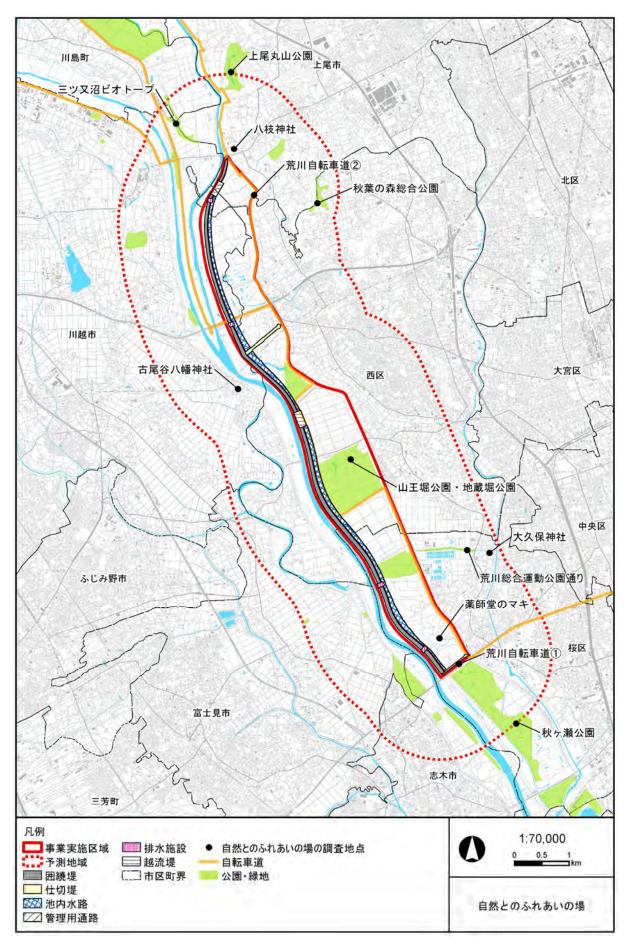


図 8-1(8) 予測地点位置図等(自然とのふれあいの場)

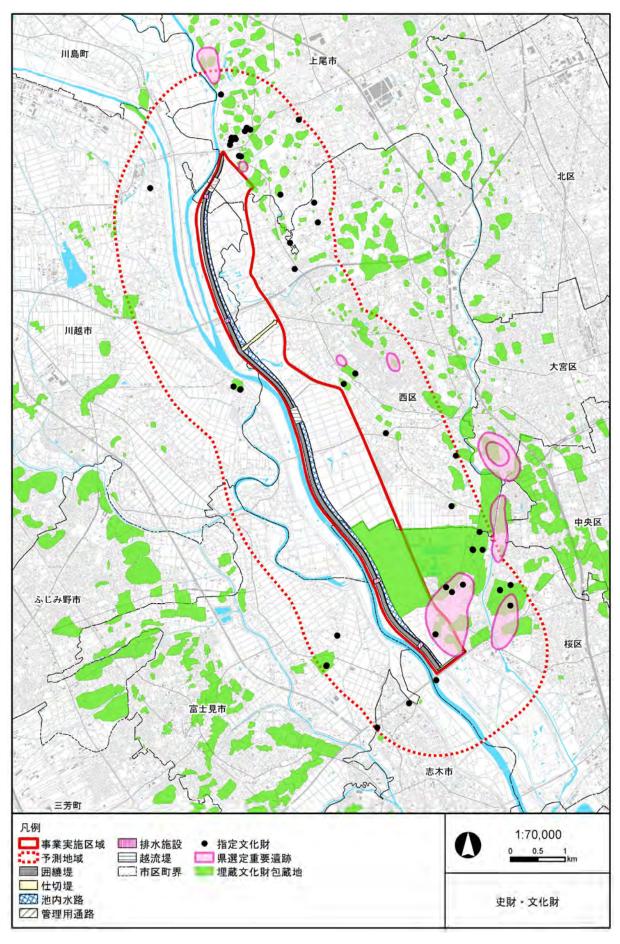


図 8-1(9) 予測地点位置図等(史跡・文化財)

表 8-1(11) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
廃棄物等	【コンクリート塊】 ・コンクリート塊が約520m³ 発生すると予測 【アスファルト・コンクリート塊】 ・アスファルト・コンクリート塊が約120m³発生すると予測 【伐採木】 ・伐採木が約120m³発生すると予測	・工事に伴い発生する廃棄物 は、再資源化施設へ全量搬 出する。	◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を行 うことで、廃棄物への影響の低 減に努める。 以上のことから、廃棄物への影 響は事業者により実行可能な 範囲内でできる限り低減が図 られていると評価する。
	【建設発生土】 ・建設発生土が約196万m <sup>3</sup> 発 生すると予測	・建設発生土は、事業実施区 域内で可能な限り有効活用 し、余った残土については 秋ヶ瀬ストックヤードに搬 出し、有効利用を図る。	
温室効果ガス等	建設機械の稼働に伴う温室 効果ガス等の排出	・温室効果ガス排出量が少ない低燃費型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の稼働にあたっては、アイドリングストッとは、アンジン回転の打りなど、インジンにででする。 ・建設機械の整備、点検をでは、大変をできる。 ・建設機械の整備、点検をできる。 ・場内の資効率化し、きる場内を対して移動である。 ・短縮して計画する。	◆回避・低減 本事業では、環境保全措置を行うことで、温室効果ガスへの影響の低減に努める。 以上のことから、温室効果ガスへの影響は事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。
	資材運搬等の車両の走行に 伴う温室効果ガス等の排出	<ul><li>・資材運搬等の車両のアイド リングストップやエンジン 回転の抑制など省エネ運転 を徹底する。</li><li>・資材運搬等の車両の整備、 点検を徹底する。</li></ul>	

表 8-1(12) 環境影響評価の結果

項目	環境影響	環境保全措置	評価の結果
コミュニティ	<工事の実施>(利用環境の変化) 【荒川総合運動公園、大宮けんぽグラウンド、西遊馬公園】 ・改変区域または工事用道路に近接しているの影響を及ぼす可能性があると予測	<ul> <li>・排出ガス対策型建設機械を採用する。</li> <li>・低騒音型建設機械を採用する。</li> <li>・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。</li> <li>・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。</li> <li>・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。</li> <li>・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。</li> <li>・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。</li> <li>・必要に応じて土工事等において、散水を行う。</li> </ul>	◆回避・低減 本事業では、環境保全 書を行うこの影響では、 では、環境保全 では、環境で、 をでうっての影響である。 以上のことのの影響である。 以上のではでいるが、 事業範囲でいるとではでいると では減が図られていると では減が図られていると 評価する。
	<存在・供用> 【西遊馬公園】 ・一部が改変され、消滅すると予測 <存在・供用>(利用経路の分断有無) 【荒川自転車道】 ・一部が改変され、消滅する。	<ul><li>・西遊馬公園第三駐車場の代替駐車場について、関係機関と協議を行う。</li><li>・荒川自転車道の代替ルートについて関係機関と協議を行い、ルートを確保する。</li></ul>	
	ると予測 <存在・供用>(利用時の 快適性) ・利用者数の増加に伴う 快適性の変化に係る影響はないと予測 <工事の実施>(交通手段		
	の阻害) ・影響は小さいと予測 <資材運搬等の車両の走	・車両の運行管理により、車両走行の集	◆回避・低減
地域交通	〈資材運搬等の車両の走行〉 【交通量・交通流の変化】 交差点需要率:0.571 〈交差点需要率:0.571 〈資材運搬等の車両の走行〉 【交通安全の変化】 ・交差回辺でいるいとをがら、影響は小さいと予測 〈資材運搬等の車両の変化】 ・現変をせるとをがら、影響は小さいとから、影響は小さいとから、影響は小さいとから、影響は小さいとから、影響は小さいと予測	・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。  ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する。 ・資材運搬等の車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。	◆回避・低減 事業には 事業のでれる。 ●業のでのでする。 ●本をでする。 ●本をでする。 ●本をでする。 ●本をでする。 ●本をでする。 ●本でのでする。 ●本ででする。 ●本ででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本でである。 ●本ででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本ででする。 ●本ででです。 ●本ででです。 ●本ででする。 ●本でででする。 ●本でででする。 ●本ででです。 ●本ででです。 ●本でででです。 ●本ででででです。 ●本ででででです。 ●本でででででででででででででででででででででででででででででででででででで

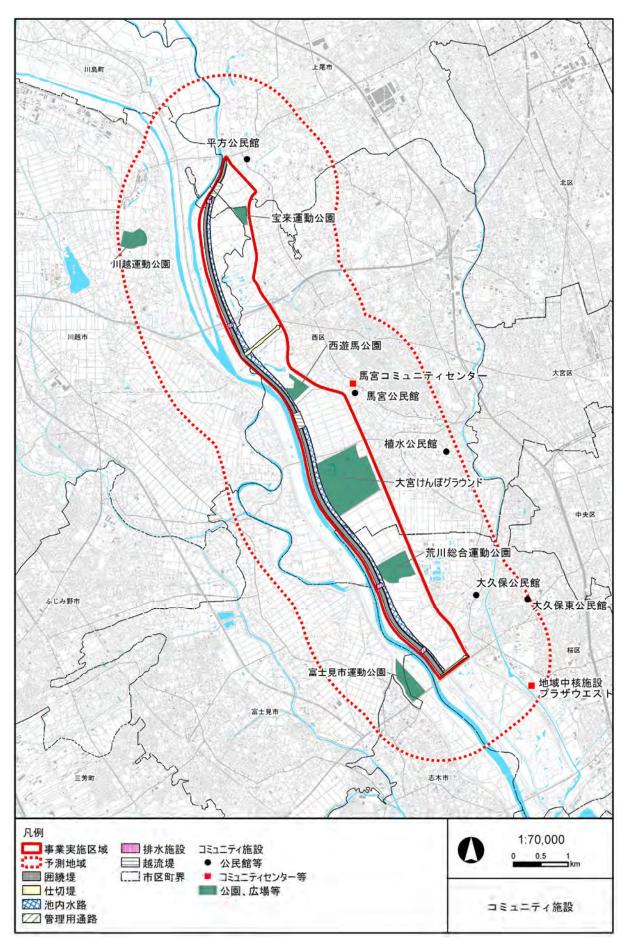


図 8-1(10) 予測地点位置図等(コミュニティ施設)

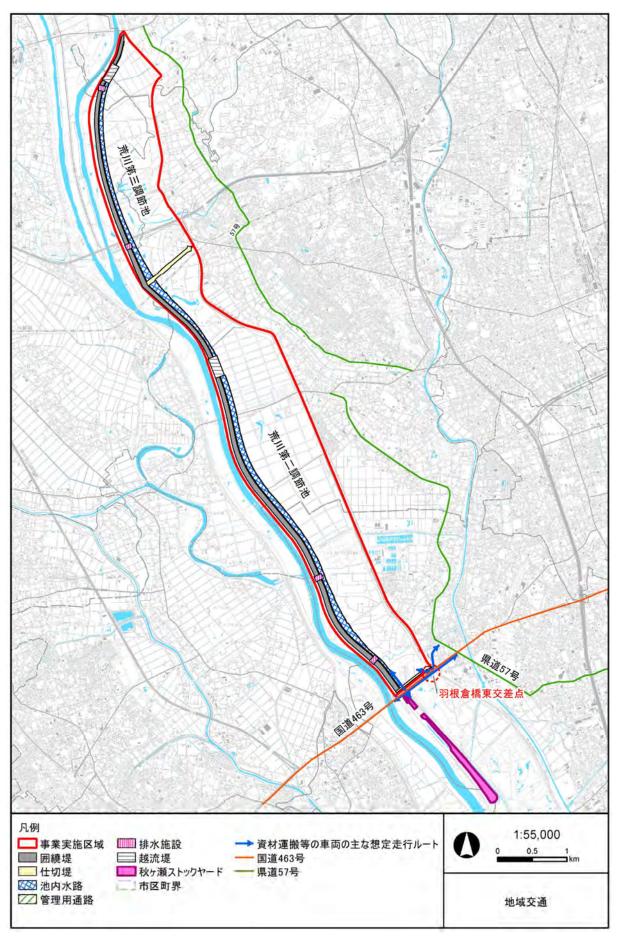


図 8-1(11) 予測地点位置図等(地域交通)

#### 第9章 対象事業の実施による影響の総合的な評価

計画地は、埼玉県さいたま市の北西部の桜区、西区から上尾市、川越市にまたがる荒川河 川敷上に位置し、周辺には、老人福祉センターや小・中学校、高等学校など多くの公共施設 が存在し、河川沿いにはゴルフ場が分布している。計画地の自然環境は、河岸環境として河 畔林、自然草地や田んぼや畑、流入河川やため池など豊かな自然環境が残されている。また、 敷地南側でも区画整理がなされていない田園環境及び雑木林が形成されている。

本事業は、設置する堤防等の施設のほとんどが現在ゴルフ場として利用されている場所に 位置しており、耕作地や自然地等を中心とした動植物の生息・生育・繁殖環境への直接の影響を最大限に回避した計画とした。

本事業に係る環境影響評価の結果は表 9-1(1)~(11)に示すとおり、環境負荷を生じさせる可能性のある大気質、騒音・低周波音、振動、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、廃棄物等、温室効果ガス等、コミュニティ、地域交通の環境影響評価項目については、工事の実施や工作物の存在や供用による影響は各種の環境保全のための措置を講ずることによって回避又は低減が可能となっており、環境保全への配慮は適正であると考える。また、環境保全の基準もしくは目標と調査及び予測との結果の間には、整合が図られていると考える。

本事業の実施にあたっては、環境の保全のための措置を確実に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境への影響をより低減するよう努める。

さらに、事後調査計画に基づく事後調査を実施し、環境の保全を確実なものとする。工事中及び供用後において、事前に予測しなかった環境問題が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元の変更により、環境負荷の増加が明らかな場合には、速やかに調査等を行い、関係機関と協議の上、専門家の指導及び助言を踏まえて、適切な措置を講じる。また、今後、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じた際は、さいたま市と協議の上で適切な対応を実施する。

以上のことから、本事業は、事業実施区域及び周辺地域の環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。

表 9-1(1) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための 措置	環境の保全 のための措 置による影 響の有無
大気質	【建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響】 (A) 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合の観点 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素(年間 98%値)は0.026~0.027ppm、浮遊粒子状物質(年間 2%除外値)は0.046~0.047mg/m³と予測され、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。	無	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・効率検がのないでは、 ・効率検ができる。 ・効を検ができる。 ・作業方法のがある。 ・作業運動をがある。 ・作業では、 ・作業がある。	無
	【資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響】 (A) 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合の観点資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素(年間98%値)は0.027~0.029ppm、浮遊粒子状物質(年間2%除外値)はいずれも0.046~0.047mg/m³と予測され、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。	無	<ul> <li>・規制速度での走行ストップなり</li> <li>・本・リンの適なでのでから</li> <li>・本をでするのででのできる。</li> <li>・本をできる。</li> <li>・本をできる。</li> <li>・本をできる。</li> <li>・本のできる。</li> <li>・本のできる。&lt;</li></ul>	無

### 表 9-1(2) 環境影響評価の結果等の一覧

_		1		
項目	予測・評価結果の概要	間接影響 の有無	環境の保全のための 措置	環境の保全 のための措 置による影 響の有無
大気質	【資材運搬等の車両の走行に伴う粉じん等の影響】 (A) 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う粉じん等の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う粉じん等の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う降下ばいじん量の予測結果の最大値は、3.74~5.93t/km²/月であり、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う粉じんの予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。	無	<ul><li>・工事区域の出口に おいて工事用車両 のタイヤの洗浄を 行う。</li></ul>	無
	【堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う粉じん等の影響】 (A) 回避・低減の観点本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う粉じん等の影響の低減に努める。以上のことから、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う粉じん等の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合の観点堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う降下ばいじん量の予測結果の最大値は、0.01~0.62t/km²/月であり、整合を図るべき基準等を下回っている。以上のことから、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事に伴う粉じんの予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。	無	・必要にでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	無

表 9-1(3) 環境影響評価の結果等の一覧

	•			
項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための 措置	環境の保全 のための措 置による影 響の有無
騒音・低周波音	【建設機械の稼働に伴う騒音の影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合の観点 建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界での騒音レベル(LAs)は56~77dB、配慮施設位置での等価騒音レベル(LAs)は56~77dB、配慮施設位置での等価騒音レベル(LAeq)は建設機械の稼働時の最大値で46~55dB、昼間平均で42~52dBと予測され、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。	無	・低騒音型建設機械 を照りででは、 ・低騒揺用として日本では、 ・原のででは、 ・原のででは、 ・原のででは、 ・のででは、 ・のでででででででできる。 ・のででででできる。 ・のででででできる。 ・のでででできる。 ・のでででできる。 ・のででできる。 ・のでででできる。 ・のででできる。 ・のでででできる。 ・のででできる。 ・のででできる。 ・のででできる。 ・のででできる。 ・のででできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でできる。 ・でででできる。 ・ででできる。 ・ででできる。 ・ででででででできる。 ・ででででできる。 ・でででできる。 ・ででででできる。 ・ででででできる。 ・でででででででででででできる。 ・でででででででででででででででででできる。 ・でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	無
	【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )は、59~69 dBと予測され、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。	無	<ul><li>・規制速度での走行 やアプなど適切な 事転指導を徹底 運転指導を徹底</li><li>・車両の運行管理に まり、車両走行の 集中化を避ける。</li></ul>	渊

表 9-1(4) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための 措置	環境の保全 のための措 置による影 響の有無
振動	【建設機械の稼働に伴う振動の影響】 (A) 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う振動の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合の観点 建設機械の稼働に伴う振動レベルは最大値で56dBであり、整合を図るべき基準等を下回っている。以上のことから、建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。	無	・低振動型建設機械 の採用として曜日の間、 で限用の世域日の地域日の影響 では、周辺地域最小 での影響。 ・効率的な工事は を図るな工事 を変めな工事 を変いなな工 を変いなな ・効を検が が、 が、 の を変いな が、 の を変いな が、 の を変いな が を変いな が が が の り の り の り と の り の り り し 、 の り り し 、 の り り し 、 の り し 、 の り し 、 の り し 、 り し 、 り し 、 り し 、 り し 、 り し り り し り り り り	無
	【資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響の低減に努める。 以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベル(L10)は、42~53dBであり、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから資材運搬等の車両の走行に伴う振動の予測結果は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。	無	<ul> <li>・規制速度での走行 やアイドリングス トップなど適切な 運転指導を徹底す る。</li> <li>・車両の運行管理に より、車両走行の 集中化を避ける。</li> </ul>	無

# 表 9-1(5) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響 の有無	環境の保全のための 措置	環境の保全 のための措 置による影 響の有無
水質	【工事の実施に伴う水の濁りの発生の影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施に伴う水質への影響の低減に努める。 以上のことから、工事の実施に伴う水質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合性の観点 工事の実施に伴う浮遊物質量(SS)は、対策実施後の平均値が11~12mg/Lであり、整合を図るべき基準等を下回っている。 以上のことから、工事の実施に伴う水質の予測結果のうち、浮遊物質量(SS)については整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。	無	・工事中の降雨に伴い 発生する濁水は、濁水流出防止対策を実施し、基準等の範内に低減してから、 公共用水域に排水する。	無
	【工事の実施に伴う水素イオン濃度の変化の影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、堤体等の工事(掘削含む)の実施に伴う水質への影響の低減に努める。以上のことから、工事の実施に伴う水質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B) 基準、目標等との整合性の観点 工事の実施に伴う水素イオン濃度(pH)は、対策実施後が7.1~8.6であり、環境基準の上限を0.1超過する。ただし水素イオン濃度については現況値の上限が環境基準の上限を超過しており、予測結果は現況値とほとんど変わらない。	無	・コンクリート工事に 伴い発生するアルカ リ排水は、濁水流出 防止対策を実施し、 基準等の範囲内に低 減してから、公共用 水域に排水する。	溝
	【土地又は工作物の存在・供用に伴う水質の変化の影響】 (A)回避・低減の観点存在・供用に伴う水質への影響については、調節池に一時的貯留が生じるような出水時(計画高水流下時)の流況において、放水時の放水先の河川 SS 濃度は、現況と比較して平均値で10mg/L 低下すると予測された。以上のことから、土地又は工作物の存在・供用に伴う水質への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。	_	_	_

表 9-1(6) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のため の措置	環境の保全 のための措 置による影 響の有無
水象	【工事の実施に伴う水象への影響】 (A) 回避・低減の観点 (a) 河川の流量及び水位の変化 工事中の河川の流量及び水位はほとんど変化しないと予測されることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	_	1	_
	【土地又は工作物の存在・供用に伴う水象への影響】 (A)回避・低減の観点 (a) 河川の流量、流速及び水位の変化 最大流量の増加はなく流量の変化の程度は小さいと予測され、調節池に一時貯留が行われない程度の中小規模の出水の場合において、水位及び流速の変化の程度はいずれも小さいと予測されたこと評価する。 (b) 地下水の水位及び水脈の変化 事業者の実行可能な範囲で低減されていると評価する。 (b) 地下水の水位及び水脈の変化 事業実施区域及びその周辺では地下水の低下が想定されたが、地下水位の変化の程度は小さいと予測され、また、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、土地又は工作物の存在・供用に伴う水象への影響の低減に努める。 以上のことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (c) 堤防、水門、堰等の施設調節池の存在・供用に伴う河川等の流量、流速及び水位の変化の程度は小さいと予測され、足防、水門、堰等の施設への影響も小さいと予測されたことから、調節池の存在・供用に伴う短防、水門、堰等の施設への影響も小さいと予測されたことがら、調節池の存在・供用に伴う堤防、水門、堰等の施設への影響は、事業者の実行可能な範囲で低減されていると評価する。	無	・地タで、は、までは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	無

### 表 9-1(7) 環境影響評価の結果等の一覧

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保全 のための措 置による影 響の有無
動物	【工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う動物への影響】 (A)回避・低減の観点本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事の実施及び土地又は工作物のを響の低減に努める。以上のことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う動物への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	無	・必要に応代償・創出について検討を行う。 ・地環境ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	無
植物(保全すべき種、保全すべき群落)	【工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う植物への影響(保全すべき種及び保全すべき群落への影響)】(A)回避・低減の観点本事業には、右に示す環境の保全の実施及び土地又は工作物の影響の回避・低減に好きる。以上のことから、工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う植物への影響は、できる限りによりまる。 以上のよいのよいである。 以上のよいのよいでは、は、は、は、できる。 以上のよいのよいでは、は、は、は、は、できる。 以上のよいのない。といいでは、は、は、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、は、できるでは、は、できるでは、いいでは、できるでは、いいでは、できるでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、い	無	・改変区域内にあるノニガナの生育地の改変を回避する。 ・必要に応じて湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について検討を行う。 ・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、植物の生育環境への影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。 ・工事中の降雨に伴い発生する濁水は、選準等の範囲内に低減してから、公共用水域に排水する。	無
植物(緑の量)	【土地又は工作物の存在・供用に伴う植物への影響(緑被率又は緑視率等を指標をした緑の量への影響)】(A)回避・低減の観点予測の結果、緑の量(緑被率)為に、大型の影響は小さの大変を変した。以上の影響は、できまでは、が図られているとの整合のであり、とのとは、のであり、といるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	無	_	無

### 表 9-1(8) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影 響の有 無	環境の保全のための措置	環境の保 全の の お る 影響 の 有無
生態系	【工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用に伴う生態系への影響】(A)回避・低減の観点本事業では、右に示す環境の保全のためのできまして、表別では、右になることがののでは、本事では、本事では、本事の関係を表別では、大きなのでは、大きなのでは、大きないでは、大きなのでは、大きないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	無	<ul> <li>・地下水位のモニタリングを行い、その結果 境単位への影響が確認された場合には、必要な対策を検討する。</li> <li>・必要に応び策を検討する。</li> <li>・必要に応びな環境等の自然豊かな環境の代償・創出について検討をを与える時期には、必要に応じて実施でしていて大力をでは、必要に対し、とのでは、必要に対して、繁殖がいて、大力の大力をでは、必要に対して、大力の大力では、必要に対して、大力の大力では、必要に対し、大力の大力では、必要がある。</li> <li>・オオタカの繁殖活動に影響を与える時期には、必要に対して、大力の大力では、必要に対し、大力の大力では、大力の大力では、大力の大力では、大力の大力では、大力が大力がある。</li> <li>・大力の大力では、大力が大力がで、大力が大力が、大力が大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大力が、大</li></ul>	無
景観	【土地又は工作物の存在・供用に伴う景観への影響】 (A) 回避・低減の観点 本事業のでは、不可にない。 本事のののでは、不可にないのののでは、不可にないのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	無	<ul><li>・周辺環境との調和を図るため、工作物の意匠計画や色彩計画、緑化計画は自然環境に配慮したものとする。</li><li>・さいたま市景観色彩ガイドラインに記載された内容を踏まえ、周囲と調和するよう、構造物の色彩に配慮する。</li></ul>	無

# 表 9-1(9) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保 全のため の措置と よる影響 の有無
自然とのふれあいの場	【工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への影響】 (A)回避・低減の観点本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への影響の低減に努める。以上のことから、工事の実施に伴う自然とのふれあいの場への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	無	<ul> <li>・排出ガス対策型建設機械を採用する。</li> <li>・低騒音型建設機械を採用する。</li> <li>・効率的な工事工程を検討し、建設機械の稼働台数の低減及び集中稼働を避ける。</li> <li>・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。</li> <li>・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。</li> <li>・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。</li> <li>・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。</li> <li>・必要に応じて土工事等において、散水を行う。</li> </ul>	無
	【土地又は工作物の存在・供用に伴う自然とのふれあいの場への影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、調節池の存在・供用に伴う自然とのふれあいの場への影響の低減に努める。 以上のことから、調節池の存在・供用に伴う自然とのふれあいの場への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	無	・荒川自転車道の代替ルートについて、関係機関と協議を行い、ルートを確保する。	無
史跡・文化財	【土地又は工作物の存在・供用による史跡・文化財への影響】 (A)回避・低減の観点本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、調節池の存在・供用に史跡・文化財への影響の低減に努める。以上のことから、調節池の存在・供用に伴う史跡・文化財への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	無	・試掘調査又は工事の実施により埋蔵 文化財が確認された場合には、埼玉 県教育局文化資源課と文化財保護法 に基づく協議を行い、指導に従う。	黒
廃棄物等	【工事の実施に伴う廃棄物の影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、工事の実施に伴う廃棄物等の影響の低減に努める。以上のことから、工事の実施に伴う廃棄物等の影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	無	・工事に伴い発生する廃棄物は、再資源化施設へ全量搬出する。 ・建設発生土は、事業実施区域内で可能な限り有効活用し、余った残土については秋ヶ瀬ストックヤードに搬出し、有効利用を図る。	無

### 表 9-1(10) 環境影響評価の結果等の一覧

	<b>T</b>			1
項目	予測・評価結果の概要	間接影 響の有 無	環境の保全のための措置	環境の保 全のため の措置に よる影響 の有無
温室効果ガス等	【建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響】 (A)回避・低減の観点 対策実施前の二酸化炭素排出量は18,823 t-CO <sub>2</sub> 、対策実施後の二酸化炭素排出量は18,076 t-CO <sub>2</sub> 、二酸化炭素の削減量は747 t-CO <sub>2</sub> (削減率4.0%)と予測される。本事業では、温室効果ガスの排出抑制に向けて、掘削・築堤作業の土量の応じて適切な規模の建設機械を稼働させる計画である。また、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響の低減に努める。以上のことから、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響の低減に努める。以上のことから、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	無	・温室効果ガス排出量が少ない低燃費型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の稼働にあたっては、アイドリングストップやエンジンに転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・場内の資材運搬等の車両ルートを効率化し、走行時間を短縮して移動できるよう考慮して計画する。	無
	【資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響】 (A)回避・低減の観点対策実施前の二酸化炭素排出量は539 t-CO <sub>2</sub> 、対策実施後の二酸化炭素排出量は496 t-CO <sub>2</sub> 、二酸化炭素の削減量は43 t-CO <sub>2</sub> (削減率8.0%)と予測される。本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響の低減に努める。以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	無	・資材運搬等の車両のアイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。	無
コミュニティ	【工事に伴うコミュニティへの影響】 (A) 回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための 措置を講じることで、工事の実施に伴うコミュニティ施設等への影響の低減に努める。さらに、関係車両の運転者に対する安全教育を徹底する。 以上のことから、工事に伴うコミュニティ施設等への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	無	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・効率的な工事工程を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において、散水を行う。	無

### 表 9-1(11) 環境影響評価の結果等の一覧

項目	予測・評価結果の概要	間接影響の有無	環境の保全のための措置	環境の保 全のため の措置と響 の有無
コミュニティ	【土地又は工作物の存在・供用に伴うコミュニティへの影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、調節池の存在・供用に伴うコミュニティ施設等への影響の低減に努める。 以上のことから、調節池の存在・供用に伴うコミュニティ施設等への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。	無	・西遊馬公園第三駐車場の代替駐車場について、関係機関と協議を行う。 ・荒川自転車道の代替ルートについて関係機関と協議を行い、ルートを確保する。	無
地域交通	【資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響】 (A)回避・低減の観点 本事業では、右に示す環境の保全のための措置を講じることで、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響の低減に努める。以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減が図られていると評価する。 (B)基準、目標等との整合の観点資材運搬等の車両の走行に伴う将来交通量による交差点需要率は、0.571であり、指標値0.9を下回ると予測された。以上のことから、資材運搬等の車両の走行に伴う地域交通への影響は、整合を図るべき基準、目標等との整合が図られていると評価する。	無	<ul> <li>・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。</li> <li>・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。</li> <li>・歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する。</li> <li>・資材運搬等の車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する。</li> </ul>	無

# 第10章 事後調査の計画

### 10.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定は表 10-1 に示すとおりである。

表 10-1(1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目		環境影響要 因の区分	環境影響要因	事後調査項目選定	
	二酸化窒素又は		建設機械の稼働	X	
	室素酸化物	工事	資材運搬等の車両の走行	×	
		工事	建設機械の稼働	×	
大気質	浮遊粒子状物質		資材運搬等の車両の走行	×	
		工事	資材運搬等の車両の走行	×	
	粉じん		堤体等の工事(掘削含む)、工	×	
			事用道路等の設置工事		
騒音・低周	#∆ <del>\</del>		建設機械の稼働	×	
波音	騒音	工事	資材運搬等の車両の走行	×	
+==1	₩ <b>.</b>		建設機械の稼働	×	
振動	振動	工事	資材運搬等の車両の走行	×	
		工事	堤体等の工事(掘削含む)、工	×	
一	浮遊物質量	工事	事用道路等の設置工事		
水質		存在・供用	放水	×	
	水素イオン濃度	工事	堤体等の工事(掘削含む)	×	
	河川等の流量及び水位	工事	堤体等の工事(掘削含む)	×	
水象		存在・供用	放水	×	
小多	地下水位	存在・供用	_	$\circ$	
	堤防、水門、堰等	存在・供用	_	×	
	保全すべき種	工事	建設機械の稼働、資材運搬	0	
			等の車両の走行、堤体等の		
動物			工事(掘削含む)、工事用道		
			路等の設置工事		
		存在・供用	調節池の存在・供用、放水	0	
		工事	堤体等の工事(掘削含む)、	0	
	保全すべき種	ユヂ	工事用道路等の設置工事		
		存在・供用	調節池の存在・供用、放水	0	
植物	保全すべき植生及び群落	工事	堤体等の工事(掘削含む)、	0	
			工事用道路等の設置工事		
		存在・供用	調節池の存在・供用、放水	0	
	緑の量	存在・供用	調節池の存在・供用、放水	×	
生態系	地域を特徴付ける生態系	工事	堤体等の工事(掘削含む)、	0	
			工事用道路等の設置工事		
		存在・供用	調節池の存在・供用、放水	0	

# 表 10-1(2) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目		環境影響要 因の区分	環境影響要因	事後調査 項目選定
景観	景観資源	存在・供用	調節池の存在・供用	×
	眺望景観	存在・供用	調節池の存在・供用	×
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働、資材運搬 等の車両の走行、堤体等の 工事(掘削含む)、工事用道 路等の設置工事	×
		存在・供用	調節池の存在・供用	×
史跡・文化	指定文化財等	存在・供用	調節池の存在・供用	×
財	埋蔵文化財	存在・供用	調節池の存在・供用	×
廃棄物等	廃棄物	工事	堤体等の工事(掘削含む)、 工事用道路等の設置工事	×
	残土	工事	堤体等の工事(掘削含む)、 工事用道路等の設置工事	×
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働、資材運搬等 の車両の走行	×
コミュニティ	コミュニティ施設	工事	建設機械の稼働、資材運搬 等の車両の走行、堤体等の 工事(掘削含む)、工事用道 路等の設置工事	X
		存在・供用	調節池の存在・供用	×
地域交通	自動車交通	工事	資材運搬等の車両の走行	X
	バス等の公共交通	工事	資材運搬等の車両の走行	X
	歩行者・自転車交通	工事	資材運搬等の車両の走行	X

表 10-2 事後調査の内容

	調査・時期	環境の状況または環境への負荷の状況					
項目		環境影 響要因	予測した項 目	調査項目	調査地点	調査方法	
水象	供用時工事中及び	存在・供用	地下水位への影響	地下水位	既存文献で調査 が実施されている既往観測井とする	・調査時期:工事中及び供用時(工事終了後1年まで)の 既存文献の調査実施 時とする ・調査頻度:連続観測とする ・調査方法:既存文献の調査方法と する	
動物	供用時	存在·供 用	地下化はでのるとは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	地下水位	既存文献で調査 が実施されてい る既往観測井と する	・調査時期:工事中及び供用時(工事終了後1年まで)の文献の調査時とする・調査頻度:連続観測とする・調査方法:文献の調査方法とする	
植物	時工事中及び供用	存在·供 用	地で変保全を重めている。世界ではないでは、これでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	地下水位	既存文献で調査 が実施されている既往観測井とする	・調査時期:工事中及び供用時(工事終了後1年まで)の文献の調査時とする・調査頻度:連続観測とする・調査方法:文献の調査方法とする	
生態系	供用時工事中及び	堤体等の等	着目種の生息環境への影響	生態域 (オオカ)	予測対象とした3営巣地	・調査時期:調査地点近傍の工事を 対象に、工事開始年 のオオタカの繁殖期 から、工事終了後の オオタカの1繁殖の オオタカの1繁殖でと する ・調査頻度:原則、オオタカの繁殖 期に月1回実施する ものとし、調査日数 は工事の進捗やオオタカの出現状況等を 踏まえ設定する ・調査方法:現地踏査及び定点観察	

#### 10.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果に基づき、予測及び評価の結果を検証し、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その原因を究明するための調査等を行う。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、事業者が主体となり、必要に応じ関係機関及び専門家の助言・指導等を受けながら、速やかに適切な追加の環境の保全のための措置及び継続的な監視調査を検討し、実施する。

# 第11章 環境影響評価の受託者の名称及び住所

受託者の名称 : 日本工営株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役社長 有元 龍一

主たる事務所の住所:東京都千代田区麹町 5-4

